

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>V 給水装置工事施行指針</b></p> <p><b>1 総 則</b> (略)</p> <p><b>2 設 計</b></p> <p><b>2. 1 ~ 2. 3</b> (略)</p> <p><b>2. 4 所要水量</b> (略)</p> <p>1 用途別使用水量 (略)</p> <p>2 業態別使用水量 (略)</p>	<p><b>V 給水装置工事施行指針</b></p> <p><b>1 総 則</b> (略)</p> <p><b>2 設 計</b></p> <p><b>2. 1 ~ 2. 3</b> (略)</p> <p><b>2. 4 所要水量</b> (略)</p> <p>1 用途別使用水量 (略)</p> <p>2 業態別使用水量 (略)</p>	

# 新旧対照表

新					旧					改正内容				
表2.4.2 業態別使用水量基準 NO1					表2.4.2 業態別使用水量基準 NO1									
業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対象とする業態	業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用水量	対象とする業態	・(V-2-4) 項目名「一日平均使用 水量」を「一日平均使用 時間」に修正。				
(家事用) 1) 「住宅」とは、一戸建ての住宅、マンション、公団住宅、公営住宅、社宅等いう。 2) 「住宅」は、1戸又は1室(1世帯)当たりの床面積により「A~C」に分類する。 3) 「集合住宅における各室」の取扱い ① 共同通路、ベランダ、パイプシャフト等を除く、1室(1世帯)当たりの床面積により算定する。 ② 管理人が常駐する場合は、「住宅」で算定し、これを「集合住宅」に合算する。 ③ 管理人が通いの場合、「アパート」により算定し、これを「集合住宅」に合算する。 4) 「寮における各室」の取扱い ① 管理人室は、「家事用」により算定し、これを「寮」に合算する。 ② 寮生以外が使用する事務所は、「事務所」により算定し、これを「寮」に合算する。 ③ 寮内の娯楽室は、床面積の対象外とし、算定しない。					(家事用) 1) 「住宅」とは、一戸建ての住宅、マンション、公団住宅、公営住宅、社宅等いう。 2) 「住宅」は、1戸又は1室(1世帯)当たりの床面積により「A~C」に分類する。 3) 「集合住宅における各室」の取扱い ① 共同通路、ベランダ、パイプシャフト等を除く、1室(1世帯)当たりの床面積により算定する。 ② 管理人が常駐する場合は、「住宅」で算定し、これを「集合住宅」に合算する。 ③ 管理人が通いの場合、「アパート」により算定し、これを「集合住宅」に合算する。 4) 「寮における各室」の取扱い ① 管理人室は、「家事用」により算定し、これを「寮」に合算する。 ② 寮生以外が使用する事務所は、「事務所」により算定し、これを「寮」に合算する。 ③ 寮内の娯楽室は、床面積の対象外とし、算定しない。									
住宅 A	1戸当り	1,000	10	床面積 60㎡以上のもの	住宅 A	1戸当り	1,000	10	床面積 60㎡以上のもの					
住宅 B		600	10	床面積 30㎡以上60㎡未満のもの	住宅 B		600	10	床面積 30㎡以上60㎡未満のもの					
住宅 C		400	10	床面積 30㎡未満のもの	住宅 C		400	10	床面積 30㎡未満のもの					
アパート	1室当り	200	10	浴室のない共同住宅をいう	アパート	1室当り	200	10	浴室のない共同住宅をいう					
寮	各室の床面積 1㎡当り	19	10	風呂、食堂等が共有施設となっている形態の寮、 寄宿舎等	寮	各室の床面積 1㎡当り	19	10	風呂、食堂等が共有施設となっている形態の寮、 寄宿舎等					
(商店) 1) 「商店」とは、業態により「A~K」に分類するが、テナント等業態が不確定なものは「商店L」を適用する。 2) 「店舗面積」とは、製造、販売等営業に要する面積をいう。 ① 店舗内の階段(上階が住居の場合は算入しない)、トイレ、洗面室、化粧室、風除室は算入する。 ② 休憩室は算入しない。					(商店) 1) 「商店」とは、業態により「A~K」に分類するが、テナント等業態が不確定なものは「商店L」を適用する。 2) 「店舗面積」とは、製造、販売等営業に要する面積をいう。 ① 店舗内の階段(上階が住居の場合は算入しない)、トイレ、洗面室、化粧室、風除室は算入する。 ② 休憩室は算入しない。									
商店 A	店舗面積 1㎡当り	90	10	コインランドリー	商店 A	店舗面積 1㎡当り	90	10	コインランドリー					
商店 B		50	10	鮮魚店、豆腐店	商店 B		50	10	鮮魚店、豆腐店					
商店 C		25	10	理容店、美容室	商店 C		25	10	理容店、美容室					
商店 D		25	10	パン・ピザ・菓子製造販売店、精肉店、 寿司・弁当・惣菜の製造販売店	商店 D		25	10	パン・ピザ・菓子製造販売店、精肉店、 寿司・弁当・惣菜の製造販売店					
商店 E		20	10	クリーニング店、ペットショップ、麻雀店	商店 E		20	10	クリーニング店、ペットショップ、麻雀店					
商店 F		12	10	カラオケスタジオ、カラオケボックス等	商店 F		12	10	カラオケスタジオ、カラオケボックス等					
商店 G		11	10	コンビニエンスストア、 新聞・牛乳の配達店	商店 G		11	10	コンビニエンスストア、 新聞・牛乳の配達店					
商店 H		5	10	青果店、生花店、ホームセンター	商店 H		5	10	青果店、生花店、ホームセンター					
商店 I		4	10	囲碁・将棋クラブ等	商店 I		4	10	囲碁・将棋クラブ等					
商店 J		3	10	写真館	商店 J		3	10	写真館					
商店 K		2	10	洋品店、薬局、化粧品店、陶器店、新聞販売店、 眼鏡店、電気器具販売店、金物店、厨房用品店、 文具店、書籍販売店、手芸店、スポーツ用品店、 つり具店、精米店、玩具店、自転車店、建材店、 呉服店、たばこ店、カー用品店、インテリア店、写 真取次店、製麺店、駅構内の売店、クリーニング取 次店、レンタルビデオ店、寝具店、仏具店、民芸 店、酒類販売店、履物店、その他非用水型の商店	商店 K		2	10	洋品店、薬局、化粧品店、陶器店、新聞販売店、 眼鏡店、電気器具販売店、金物店、厨房用品店、 文具店、書籍販売店、手芸店、スポーツ用品店、 つり具店、精米店、玩具店、自転車店、建材店、 呉服店、たばこ店、カー用品店、インテリア店、写 真取次店、製麺店、駅構内の売店、クリーニング取 次店、レンタルビデオ店、寝具店、仏具店、民芸 店、酒類販売店、履物店、その他非用水型の商店					
商店 L		25	10	業態不確定	商店 L		25	10	業態不確定					

# 新旧対照表

新				旧				改正内容
				NO2				
業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	二日平均 使用時間	業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用水量	
(飲食業) 1) 「食堂」は、業態により「A～D」に分類、テナント等業態が不確定なものは「食堂E」を適用する。また、各業態が混在している場合は、主たる業態により基準水量を算定する。 2) 「厨房+店舗面積」とは、厨房(調理場)の面積と営業に要する面積との合計をいう。				(飲食業) 1) 「食堂」は、業態により「A～D」に分類、テナント等業態が不確定なものは「食堂E」を適用する。また、各業態が混在している場合は、主たる業態により基準水量を算定する。 2) 「厨房+店舗面積」とは、厨房(調理場)の面積と営業に要する面積との合計をいう。				・(V-2-5)  項目名「一日平均使用水量」を「一日平均使用時間」に修正。  業態名「事務所A～D」をNo.3から移動。
食堂 A	厨房	60	10	食堂 A	厨房	60	10	
食堂 B	+店舗面積	55	10	食堂 B	+店舗面積	55	10	
食堂 C	1㎡当り	45	10	食堂 C	1㎡当り	45	10	
食堂 D		30	10	食堂 D		30	10	
食堂 E		60	10	食堂 E		60	10	
仕出し屋		70	10	仕出し屋		70	10	
料亭		35	6	料亭		35	6	
スナック		16	8	スナック		16	8	
キャバレー・バー		14	6	キャバレー・バー		14	6	
喫茶店		35	10	喫茶店		35	10	
レストランA		35	10	レストランA		35	10	
レストランB		30	10	レストランB		30	10	
レストランC		45	10	レストランC		45	10	
ファーストフード		45	10	ファーストフード		45	10	
(大型店舗) 1) 「床面積」とは、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。 ① 階段、エレベーター、パイプシャフト及び屋外観覧席はこれに算入する。 ② その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、保管又は格納その他の屋内的用途を目的としない部分(ポーチ、ビロディ、バルコニー、吹きさらしの片廊下、通常形式のビルの屋上等)は、「屋外部分」とみなし、算入しない。 2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。				(大型店舗) 1) 「床面積」とは、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。 ① 階段、エレベーター、パイプシャフト及び屋外観覧席はこれに算入する。 ② その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、保管又は格納その他の屋内的用途を目的としない部分(ポーチ、ビロディ、バルコニー、吹きさらしの片廊下、通常形式のビルの屋上等)は、「屋外部分」とみなし、算入しない。 2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。				
デパート	延床面積	6	10	デパート	延床面積	6	10	
スーパーマーケット	1㎡当り	10	10	スーパーマーケット	1㎡当り	10	10	
(事務所) 1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に分類する。 ただし、延床面積500㎡以上のものについては、500㎡までを70/㎡で、500㎡以上を40/㎡で算定し、合算する。 2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ① 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は算入する。 ② 外部の者も利用する営業食堂がある場合は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 ③ 集合ビル(貸ビル)内の事務所は、各室毎に床面積を算定し、それぞれの基準を適用し合算する。				(事務所) 1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に分類する。 ただし、延床面積500㎡以上のものについては、500㎡までを70/㎡で、500㎡以上を40/㎡で算定し、合算する。 2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ① 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は算入する。 ② 外部の者も利用する営業食堂がある場合は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 ③ 集合ビル(貸ビル)内の事務所は、各室毎に床面積を算定し、それぞれの基準を適用し合算する。				
事務所 A	延床面積	20	9	事務所 A	延床面積	50㎡未満のもの		
事務所 B	1㎡当り	10	9	事務所 B	延床面積	100㎡未満のもの		
事務所 C		7	9	事務所 C	延床面積	500㎡未満のもの		
事務所 D		4	9	事務所 D	延床面積	500㎡以上のもの		

# 新旧対照表

新					旧					改正内容
N03					N03					・(V-2-6) 業態名「事務所A～D」をNo.2 ～移動。
業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対象とする業態	業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対象とする業態	
銀行	延床面積	1	9	自動車の販売、整備及び修理を行うもの	銀行	延床面積	1	9	自動車の販売、整備及び修理を行うもの	
保険会社	1㎡当り	2	9		保険会社	1㎡当り	2	9		
自動車販売整備会社		3	9		自動車販売整備会社		3	9		
倉庫		1	9		事務所等の他の建物から独立して存在する物資の保存及び保管に供する建築物をいう。	事務所A		20		
<b>(宿泊施設)</b>					<b>(宿泊施設)</b>					
旅館A	延床面積	15	12	各室ごとに風呂がついていないもの	旅館A	延床面積	15	12	各室ごとに風呂がついていないもの	
旅館B	1㎡当り	16	12	各室の全部又は一部に風呂がついているもの	旅館B	1㎡当り	16	12	各室の全部又は一部に風呂がついているもの	
<b>(その他の業種)</b> 1) 「敷地面積」とは建築基準法施行令第2条第1項にいう敷地の水平投影面積をいう。					<b>(その他の業種)</b> 1) 「敷地面積」とは建築基準法施行令第2条第1項にいう敷地の水平投影面積をいう。					
ガソリンスタンド	敷地面積 1㎡当り	8	12	ﾊﾞﾃﾝｺ、ｽﾏｰﾄ'ｰﾙ、ﾋﾞﾘｯﾄﾞ等	ガソリンスタンド	敷地面積 1㎡当り	8	12	ﾊﾞﾃﾝｺ、ｽﾏｰﾄ'ｰﾙ、ﾋﾞﾘｯﾄﾞ等	
パチンコ	延床面積 1㎡当り	8	12		パチンコ	延床面積 1㎡当り	8	12		
映画館	1客席あたり	25	14	映画館、寄席、劇場等	映画館	1客席あたり	25	14	映画館、寄席、劇場等	
<b>(病院)</b> 1) 「医療部門面積」とは、医療部門の総面積をいう。 ① 住宅部分を含む場合は、別途「家事用」により算定する。 ② 診察室、手術室(準備室)、消毒室、処置室、物療室(理療室)、レドゥン室(透視室操作室、暗室)、検査室(心電図室)、薬局(薬品室)、医局、受付事務室、待合室、技工室、病室、看護婦詰所、院長室は、医療部門面積に算入する。 ③ 機械室(ﾋﾞﾗｰ室)、資料室、休憩室、更衣室、浴室(脱衣室)、便所、廊下、玄関、物置、倉庫(ﾘﾝﾄﾞ室)、会議室、相談室、洗面所、ﾄﾞｯｶｰ室、応接室、洗濯室、宿直室は医療部門面積に算入しない。 2) 「計画一日最大給水量」の算定方法 ※ 計画病床数(認可)に「病床利用率」、更に「基準水量」を乗じて算定する。					<b>(病院)</b> 1) 「医療部門面積」とは、医療部門の総面積をいう。 ① 住宅部分を含む場合は、別途「家事用」により算定する。 ② 診察室、手術室(準備室)、消毒室、処置室、物療室(理療室)、レドゥン室(透視室操作室、暗室)、検査室(心電図室)、薬局(薬品室)、医局、受付事務室、待合室、技工室、病室、看護婦詰所、院長室は、医療部門面積に算入する。 ③ 機械室(ﾋﾞﾗｰ室)、資料室、休憩室、更衣室、浴室(脱衣室)、便所、廊下、玄関、物置、倉庫(ﾘﾝﾄﾞ室)、会議室、相談室、洗面所、ﾄﾞｯｶｰ室、応接室、洗濯室、宿直室は医療部門面積に算入しない。 2) 「計画一日最大給水量」の算定方法 ※ 計画病床数(認可)に「病床利用率」、更に「基準水量」を乗じて算定する。					
大病院	各科または単科を扱う病院で、入院に必要な施設(病室、厨房等)を有するもの  1病床当り	970	10	規模：100～250病床 病床利用率：70% 病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国社会保険協会連合会・健康保険組合及びその連合会)又は学校法人の場合は、使用率100%とする。  規模：251病床以上 病床利用率：100% 開設者が個人又は医療法人の場合は、使用率75%とする。	大病院	各科または単科を扱う病院で、入院に必要な施設(病室、厨房等)を有するもの  1病床当り	970	10	規模：100～250病床 病床利用率：70% 病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国社会保険協会連合会・健康保険組合及びその連合会)又は学校法人の場合は、使用率100%とする。  規模：251病床以上 病床利用率：100% 開設者が個人又は医療法人の場合は、使用率75%とする。	
小病院		850	10	規模 20～99病床 病床利用率70%	小病院		850	10	規模 20～99病床 病床利用率70%	
診療所A		840	10	規模 19病床以下 病床利用率70%	診療所A		840	10	規模 19病床以下 病床利用率70%	

# 新旧対照表

新					旧					改正内容
N04					N04					・(V-2-7) 項目名「使用時間」を「一日平均使用時間」に修正。
業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対象とする業態	業態名	原単位	原単位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対象とする業態	
診療所 B	医療部門面積 1㎡当り	10	10	入院に必要な施設のないもの。	診療所 B	医療部門面積 1㎡当り	10	10	入院に必要な施設のないもの。	
精神病院 主たる診療が精神科又は神経科の小病院及び大病院については、申請者側の資料等を十分検討し、決定する。					精神病院 主たる診療が精神科又は神経科の小病院及び大病院については、申請者側の資料等を十分検討し、決定する。					
(学 校 等)					(学 校 等)					
保育園	園児 1人当り	85	9		保育園	園児 1人当り	85	9		
幼稚園		25	5		幼稚園		25	5		
小学校	生徒 1人当り	40	9		小学校	生徒 1人当り	40	9		
中学校		35	9		中学校		35	9		
高校 ・大学		40	9		高校 ・大学		40	9		
各種学校		17	9	和洋裁、〇A、音楽、経理、進学予備校、理美容等で、1建築物全体で学校施設として使用するもの	各種学校		17	9	和洋裁、〇A、音楽、経理、進学予備校、理美容等で、1建築物全体で学校施設として使用するもの	
各種塾	延床面積 1㎡当り	2	8	和洋裁、〇A、語学、音楽、経理、進学予備校、学習塾、習字等の各種塾をいう。	各種塾	延床面積 1㎡当り	2	8	和洋裁、〇A、語学、音楽、経理、進学予備校、学習塾、習字等の各種塾をいう。	
(官 公 庁)					(官 公 庁)					
官公庁	延床面積 1㎡当り	4	9	公務員が事務を行うところをいう。	官公庁	延床面積 1㎡当り	4	9	公務員が事務を行うところをいう。	
(文化施設)					(文化施設)					
1) 公民館、集会所、コミュニティセンター、保険センター、青少年婦人会館、研修センター、児童館、老人福祉センター、老人憩の家、老人保養ホーム、市民センター、勤労会館、文化会館、その他これらに類するものを対象とする。 ただし、美術館、博物館は、別途協議とする。					1) 公民館、集会所、コミュニティセンター、保険センター、青少年婦人会館、研修センター、児童館、老人福祉センター、老人憩の家、老人保養ホーム、市民センター、勤労会館、文化会館、その他これらに類するものを対象とする。 ただし、美術館、博物館は、別途協議とする。					
2) 別表1、別表2及び別表3により各室の用途別使用水量を算定し、これを合算して当該建築物の一日最大使用水量を算定する。					2) 別表1、別表2及び別表3により各室の用途別使用水量を算定し、これを合算して当該建築物の一日最大使用水量を算定する。					
3) 展示室、資料室、書庫等は対象としない。					3) 展示室、資料室、書庫等は対象としない。					
各室の用途	原単位	一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	1日当り使用人員	各室の用途	原単位	一日最大 使用水量	使用時間	1日当り使用人員	
事務室	延床面積 1㎡当り	※ 別途基準水量	「事務所」による。		事務室	延床面積 1㎡当り	※ 別途基準水量	「事務所」による。		
管理人室	床面積 1㎡当り	※ 別途基準水量	「家事用」による。		管理人室	床面積 1㎡当り	※ 別途基準水量	「家事用」による。		
館長室	1室当り	100	9		館長室	1室当り	100	9		
従業員室	1人当り	100	9	売店員、機械作業員	従業員室	1人当り	100	9	売店員、機械作業員	
図書室	利用者 1人当り	25	9	0.4人/㎡	図書室	利用者 1人当り	25	9	0.4人/㎡	
会議室		25	9	0.2人/㎡	会議室		25	9	0.2人/㎡	
和室		25	9	0.3人/㎡	和室		25	9	0.3人/㎡	
その他室		25	9	0.3人/㎡ (児童室、工作室等)	その他室		25	9	0.3人/㎡ (児童室、工作室等)	
研修室		50	9	定員数	研修室		50	9	定員数	
宿泊室		100	9	計画人員	宿泊室		100	9	計画人員	

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																																																																																																																																												
NO5	NO5																																																																																																																																																																																																													
<p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各室の用途</th> <th>原単位</th> <th>一日最大使用水量</th> <th>一日平均使用時間</th> <th>1日当り使用人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴槽</td> <td>1槽当り</td> <td>有効水量</td> <td>9</td> <td>満水容量の80%</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>利用者1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>計画人員</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td></td> <td>50</td> <td>9</td> <td>計画人員</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>0.4人/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>選手 1人当り</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>延選手人員</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>観客 1人当り</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>担当 1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>役員室</td> <td>利用者1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>ロッカー数×3回/日</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>60</td> <td>9</td> <td>浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ練習場</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>打席数×4回/日</td> </tr> <tr> <td>テニスクラブ</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>4人/コート×4回/日</td> </tr> <tr> <td>〃 シャワー</td> <td></td> <td>50</td> <td>9</td> <td>4人/コート×4回/日</td> </tr> <tr> <td>〃 散水</td> <td>1ヶ当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 屋外施設及び複合施設については、空調和・衛生工学便覧を参考に別途協議する。</p> <p>(社会福祉施設) 1) 社会福祉関係法規に基づき設置される施設をいい、別表が主な施設である。 2) 社会福祉施設の利用形態により、使用者1人1日当り最大使用水量を算定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収容施設</td> <td>収容者1人当り</td> <td>500</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通園施設</td> <td>通園者1人当り</td> <td>210</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">主な社会福祉施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保護施設</th> <th>救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更正援護施設</td> <td>身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設</td> </tr> <tr> <td>精神薄弱者援護施設</td> <td>精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設</td> </tr> <tr> <td>母子福祉施設</td> <td>母子福祉センター、母子休養ホーム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. この表にない社会福祉施設は、これに準ずる。 2. 有料老人ホームは、社会福祉施設に準ずる。 3. 施設の利用方法により、入所(収容)施設と通所(通園)施設に分類される。</p>	各室の用途	原単位	一日最大使用水量	一日平均使用時間	1日当り使用人員	浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%	浴室	利用者1人当り	50	9	計画人員	シャワー室		50	9	計画人員	大ホール		10	9	定員数	大広間		10	9	0.4人/㎡	体育館	選手 1人当り	100	9	延選手人員	〃	観客 1人当り	30	9	定員数	医務室	担当 1人当り	50	9	定員数	役員室	利用者1人当り	50	9	定員数	〃		10	9	ロッカー数×3回/日	〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日	ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日	テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日	〃 シャワー		50	9	4人/コート×4回/日	〃 散水	1ヶ当り	50	9		収容施設	収容者1人当り	500	10		通園施設	通園者1人当り	210	9		保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター	身体障害者更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設	精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設	母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム	<p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各室の用途</th> <th>原単位</th> <th>一日最大使用水量</th> <th>使用時間</th> <th>1日当り使用人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴槽</td> <td>1槽当り</td> <td>有効水量</td> <td>9</td> <td>満水容量の80%</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>利用者1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>計画人員</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td></td> <td>50</td> <td>9</td> <td>計画人員</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>0.4人/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>選手 1人当り</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>延選手人員</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>観客 1人当り</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>担当 1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>役員室</td> <td>利用者1人当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>ロッカー数×3回/日</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>60</td> <td>9</td> <td>浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ練習場</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>打席数×4回/日</td> </tr> <tr> <td>テニスクラブ</td> <td></td> <td>10</td> <td>9</td> <td>4人/コート×4回/日</td> </tr> <tr> <td>〃 シャワー</td> <td></td> <td>50</td> <td>9</td> <td>4人/コート×4回/日</td> </tr> <tr> <td>〃 散水</td> <td>1ヶ当り</td> <td>50</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 屋外施設及び複合施設については、空調和・衛生工学便覧を参考に別途協議する。</p> <p>(社会福祉施設) 1) 社会福祉関係法規に基づき設置される施設をいい、別表が主な施設である。 2) 社会福祉施設の利用形態により、使用者1人1日当り最大使用水量を算定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収容施設</td> <td>収容者1人当り</td> <td>500</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通園施設</td> <td>通園者1人当り</td> <td>210</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">主な社会福祉施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保護施設</th> <th>救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更正援護施設</td> <td>身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設</td> </tr> <tr> <td>精神薄弱者援護施設</td> <td>精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設</td> </tr> <tr> <td>母子福祉施設</td> <td>母子福祉センター、母子休養ホーム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. この表にない社会福祉施設は、これに準ずる。 2. 有料老人ホームは、社会福祉施設に準ずる。 3. 施設の利用方法により、入所(収容)施設と通所(通園)施設に分類される。</p>	各室の用途	原単位	一日最大使用水量	使用時間	1日当り使用人員	浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%	浴室	利用者1人当り	50	9	計画人員	シャワー室		50	9	計画人員	大ホール		10	9	定員数	大広間		10	9	0.4人/㎡	体育館	選手 1人当り	100	9	延選手人員	〃	観客 1人当り	30	9	定員数	医務室	担当 1人当り	50	9	定員数	役員室	利用者1人当り	50	9	定員数	〃		10	9	ロッカー数×3回/日	〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日	ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日	テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日	〃 シャワー		50	9	4人/コート×4回/日	〃 散水	1ヶ当り	50	9		収容施設	収容者1人当り	500	10		通園施設	通園者1人当り	210	9		保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター	身体障害者更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設	精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設	母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム	<p>・(V-2-8)</p> <p>項目名「使用時間」を「一日平均使用時間」に修正。</p>
各室の用途	原単位	一日最大使用水量	一日平均使用時間	1日当り使用人員																																																																																																																																																																																																										
浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%																																																																																																																																																																																																										
浴室	利用者1人当り	50	9	計画人員																																																																																																																																																																																																										
シャワー室		50	9	計画人員																																																																																																																																																																																																										
大ホール		10	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
大広間		10	9	0.4人/㎡																																																																																																																																																																																																										
体育館	選手 1人当り	100	9	延選手人員																																																																																																																																																																																																										
〃	観客 1人当り	30	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
医務室	担当 1人当り	50	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
役員室	利用者1人当り	50	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
〃		10	9	ロッカー数×3回/日																																																																																																																																																																																																										
〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日																																																																																																																																																																																																										
ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日																																																																																																																																																																																																										
テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日																																																																																																																																																																																																										
〃 シャワー		50	9	4人/コート×4回/日																																																																																																																																																																																																										
〃 散水	1ヶ当り	50	9																																																																																																																																																																																																											
収容施設	収容者1人当り	500	10																																																																																																																																																																																																											
通園施設	通園者1人当り	210	9																																																																																																																																																																																																											
保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設																																																																																																																																																																																																													
児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設																																																																																																																																																																																																													
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター																																																																																																																																																																																																													
身体障害者更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設																																																																																																																																																																																																													
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設																																																																																																																																																																																																													
母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム																																																																																																																																																																																																													
各室の用途	原単位	一日最大使用水量	使用時間	1日当り使用人員																																																																																																																																																																																																										
浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%																																																																																																																																																																																																										
浴室	利用者1人当り	50	9	計画人員																																																																																																																																																																																																										
シャワー室		50	9	計画人員																																																																																																																																																																																																										
大ホール		10	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
大広間		10	9	0.4人/㎡																																																																																																																																																																																																										
体育館	選手 1人当り	100	9	延選手人員																																																																																																																																																																																																										
〃	観客 1人当り	30	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
医務室	担当 1人当り	50	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
役員室	利用者1人当り	50	9	定員数																																																																																																																																																																																																										
〃		10	9	ロッカー数×3回/日																																																																																																																																																																																																										
〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日																																																																																																																																																																																																										
ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日																																																																																																																																																																																																										
テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日																																																																																																																																																																																																										
〃 シャワー		50	9	4人/コート×4回/日																																																																																																																																																																																																										
〃 散水	1ヶ当り	50	9																																																																																																																																																																																																											
収容施設	収容者1人当り	500	10																																																																																																																																																																																																											
通園施設	通園者1人当り	210	9																																																																																																																																																																																																											
保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設																																																																																																																																																																																																													
児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院、助産施設、保育所、児童更正施設																																																																																																																																																																																																													
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイケアセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター																																																																																																																																																																																																													
身体障害者更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設																																																																																																																																																																																																													
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園施設																																																																																																																																																																																																													
母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム																																																																																																																																																																																																													



# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																																																																																																			
NO. 6  (略)  [参考例] (略)  事務所の取扱  (略)  3 給水用具の同時使用率 (略)  4 給水用具給水負荷単位の同時使用水量 (略)  表 2.4.5 給水用具給水負荷単位表(A. C. H. V)	NO. 6  (略)  [参考例] (略)  事務所の取扱  (略)  3 給水用具の同時使用率 (略)  4 給水用具給水負荷単位の同時使用水量 (略)  表 2.4.5 給水用具給水負荷単位表(A. C. H. V)	・(V-2-12)  項目「浴室一そろい」等追加。																																																																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水用具名</th> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">負 荷 単 位</th> </tr> <tr> <th>公共用及び事業用</th> <th>個人用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 便 器</td> <td>洗 淨 弁</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>洗 淨 弁 タンク</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 便 器</td> <td>洗 淨 弁</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗 淨 弁 タンク</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗 面 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手 洗 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>医 療 用 洗 面 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事 務 室 用 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>台 所 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>料 理 場 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>料 理 場 流 し</td> <td>混 合 栓</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食 器 洗 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 合 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>洗 面 流 し (水栓1個につき)</td> <td>給 水 栓</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掃 除 用 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>浴 槽</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>シ ャ ワ ー</td> <td>混 合 栓</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>浴 室 一 そ ろ い</td> <td>大便器が洗淨弁 による場合</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>浴 室 一 そ ろ い</td> <td>大便器が洗淨タンク による場合</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>水 飲 器</td> <td>水 飲 水 栓</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>湯 沸 器</td> <td>ホ ー ル タ ッ プ*</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>散 水 ・ 車 庫</td> <td>給 水 栓</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給水用具名	種 類	負 荷 単 位		公共用及び事業用	個人用	大 便 器	洗 淨 弁	10	6	洗 淨 弁 タンク	5	3	小 便 器	洗 淨 弁	5	—	洗 淨 弁 タンク	3	—	洗 面 器	給 水 栓	2	1	手 洗 器	給 水 栓	1	0.5	医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	—	事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	—	台 所 流 し	給 水 栓	—	3	料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2	料 理 場 流 し	混 合 栓	3		食 器 洗 流 し	給 水 栓	5		連 合 流 し	給 水 栓		3	洗 面 流 し (水栓1個につき)	給 水 栓	2		掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3	浴 槽	給 水 栓	4	2	シ ャ ワ ー	混 合 栓	4	2	浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨弁 による場合		8	浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨タンク による場合		6	水 飲 器	水 飲 水 栓	2	1	湯 沸 器	ホ ー ル タ ッ プ*	2		散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水用具名</th> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">負 荷 単 位</th> </tr> <tr> <th>公共用及び事業用</th> <th>個人用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 便 器</td> <td>洗 淨 弁</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>洗 淨 弁 タンク</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 便 器</td> <td>洗 淨 弁</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗 淨 弁 タンク</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗 面 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手 洗 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>医 療 用 洗 面 器</td> <td>給 水 栓</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事 務 室 用 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>台 所 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>料 理 場 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>洗 面 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掃 除 用 流 し</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>浴 槽</td> <td>給 水 栓</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>シ ャ ワ ー</td> <td>混 合 弁</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水 飲 器</td> <td>水 飲 水 栓</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>湯 沸 器</td> <td>ホ ー ル タ ッ プ*</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>散 水 ・ 車 庫</td> <td>給 水 栓</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給水用具名	種 類	負 荷 単 位		公共用及び事業用	個人用	大 便 器	洗 淨 弁	10	6	洗 淨 弁 タンク	5	3	小 便 器	洗 淨 弁	5	—	洗 淨 弁 タンク	3	—	洗 面 器	給 水 栓	2	1	手 洗 器	給 水 栓	1	0.5	医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	—	事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	—	台 所 流 し	給 水 栓	—	3	料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2	洗 面 流 し	給 水 栓	2		掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3	浴 槽	給 水 栓	4	2	シ ャ ワ ー	混 合 弁	4	2	水 飲 器	水 飲 水 栓	2	1	湯 沸 器	ホ ー ル タ ッ プ*	2		散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5	
給水用具名			種 類	負 荷 単 位																																																																																																																																																																	
	公共用及び事業用	個人用																																																																																																																																																																			
大 便 器	洗 淨 弁	10	6																																																																																																																																																																		
	洗 淨 弁 タンク	5	3																																																																																																																																																																		
小 便 器	洗 淨 弁	5	—																																																																																																																																																																		
	洗 淨 弁 タンク	3	—																																																																																																																																																																		
洗 面 器	給 水 栓	2	1																																																																																																																																																																		
手 洗 器	給 水 栓	1	0.5																																																																																																																																																																		
医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	—																																																																																																																																																																		
事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	—																																																																																																																																																																		
台 所 流 し	給 水 栓	—	3																																																																																																																																																																		
料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2																																																																																																																																																																		
料 理 場 流 し	混 合 栓	3																																																																																																																																																																			
食 器 洗 流 し	給 水 栓	5																																																																																																																																																																			
連 合 流 し	給 水 栓		3																																																																																																																																																																		
洗 面 流 し (水栓1個につき)	給 水 栓	2																																																																																																																																																																			
掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3																																																																																																																																																																		
浴 槽	給 水 栓	4	2																																																																																																																																																																		
シ ャ ワ ー	混 合 栓	4	2																																																																																																																																																																		
浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨弁 による場合		8																																																																																																																																																																		
浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨タンク による場合		6																																																																																																																																																																		
水 飲 器	水 飲 水 栓	2	1																																																																																																																																																																		
湯 沸 器	ホ ー ル タ ッ プ*	2																																																																																																																																																																			
散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5																																																																																																																																																																			
給水用具名	種 類	負 荷 単 位																																																																																																																																																																			
		公共用及び事業用	個人用																																																																																																																																																																		
大 便 器	洗 淨 弁	10	6																																																																																																																																																																		
	洗 淨 弁 タンク	5	3																																																																																																																																																																		
小 便 器	洗 淨 弁	5	—																																																																																																																																																																		
	洗 淨 弁 タンク	3	—																																																																																																																																																																		
洗 面 器	給 水 栓	2	1																																																																																																																																																																		
手 洗 器	給 水 栓	1	0.5																																																																																																																																																																		
医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	—																																																																																																																																																																		
事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	—																																																																																																																																																																		
台 所 流 し	給 水 栓	—	3																																																																																																																																																																		
料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2																																																																																																																																																																		
洗 面 流 し	給 水 栓	2																																																																																																																																																																			
掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3																																																																																																																																																																		
浴 槽	給 水 栓	4	2																																																																																																																																																																		
シ ャ ワ ー	混 合 弁	4	2																																																																																																																																																																		
水 飲 器	水 飲 水 栓	2	1																																																																																																																																																																		
湯 沸 器	ホ ー ル タ ッ プ*	2																																																																																																																																																																			
散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5																																																																																																																																																																			

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">(計算例) (略)</p> <p>5 給水用具の最低必要圧力 (略)</p> <p><b>2.5 給水管口径の決定</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 量水器口径選定基準</p> <p>1) 小口径 (Φ40mm以下)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 単身者用住宅の場合</u></p> <p><u>ア) 留意事項</u></p> <p><u>単身者用住宅において、ガス風呂給湯器又はガス給湯器の先止め式で自動湯張り型強制循環式については、これに浴室内の湯水混合水栓等 (シャワー付き湯水混合水栓、落としこみ給湯栓) を含めた給水用具設置数を、1個とすることができる。</u></p> <p><u>またガス給湯器の先止め式で、浴室内の湯水混合水栓等 (シャワー付き湯水混合水栓、落としこみ給湯栓) の給水用具設置数を、1個とすることができる。</u></p> <p><u>従って、給水用具設置数が比較的少なく、給水用具の同時使用率が低い単身者用住宅に限定して、浴室内の</u></p>	<p style="text-align: center;">(計算例) (略)</p> <p>5 給水用具の最低必要圧力 (略)</p> <p><b>2.5 給水管口径の決定</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 量水器口径選定基準</p> <p>1) 小口径 (Φ40mm以下)</p> <p>①～② (略)</p>	<p>・(V-2-17)</p> <p><b>【追記】</b></p> <p>単身者用住宅の場合の量水器口径決定にあたっての留意事項について記載する。</p>



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>自動湯張り栓及び湯水混合水栓等の給水用具設置数を1個とし、除外給水用具を考慮することで、給水用具設置数が5個以内の場合は、同時使用給水用具数が2個となり、口径13mmの量水器を設置することができる。</u></p> <p><u>なお、単身者用住宅とは申請者が申し出たものであり、且つ、床面積40㎡未満の住宅まで適用する。</u></p> <p>イ) <u>選定事例</u></p> <p>④ <u>給水用具設置数=台所の湯水混合水栓+トイレのボールタップ+洗濯機の万能ホーム水栓+洗面台の湯水混合水栓+(浴室の自動湯張り栓+浴室のシャワー付き湯水混合水栓+浴室の落としこみ給湯栓=1個計上し残りは除外) = 5個</u></p> <p>⑤ <u>給水用具設置数=台所の湯水混合水栓+トイレのボールタップ+洗濯機の万能ホーム水栓+洗面台の湯水混合水栓+(浴室のシャワー付き湯水混合水栓+浴室の落としこみ給湯栓=1個計上し残りは除外) = 5個</u></p> <p>ロ) <u>留意事項の解釈</u></p> <p><u>給湯器の自動湯張り型強制循環式については、給水用具1個とみなすことで取扱っているところであるが、単身者用住宅に設置するガス風呂給湯器又はガス</u></p>		

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>給湯器については、その給湯能力からして、自動湯張りの最中は他の湯水混合水栓の給湯が満足に使用できないことから、浴室内に限って自動湯張り栓及び湯水混合水栓等の給水用具設置数を1個とするものである。</u></p> <p><u>また、ガス給湯器の落としこみ給湯又はシャワー方式についても、同時使用において給湯が満足に使用できないこと及び給水用具の同時使用率が低いことから、浴室内に限って同様に給水用具設置数を1個とするものである。</u></p> <p><u>なお、浴室以外の湯水混合水栓（台所、洗面台等）については、水で使用することもあるので給水用具設置数に加えるものとする。</u></p> <p><u>エ) その他の留意事項</u></p> <p><u>㊦ ガス給湯器は、給水用具設置数から除外するものとする。</u></p> <p><u>㊧ ガス湯沸器の元止め式及びガス給湯器の先止め式において、湯水混合水栓ではなく給湯の給湯栓を取付けた場合は、その給湯栓を給水用具設置数に加えるものとする。</u></p> <p>2) 大口径（Φ50mm以上）量水器 （略）</p>		

## 新旧対照表

新	旧	改正内容										
<p>4 給水管の分岐戸数 (略)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>① 算定方法</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～ 30 (人)</td> <td style="text-align: center;"><math>Q = 2.6 P^{0.36}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31～ 200 (人)</td> <td style="text-align: center;"><math>Q = 1.3 P^{0.56}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>201～2000 (人)</u></td> <td style="text-align: center;"><u><math>Q = 6.9 P^{0.67}</math></u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">Q : 同時使用水量 (l/min) P : 人数</p> <p>5 (略)</p> <p><b>2. 6～2. 14 (略)</b></p> <p><b>2. 15 <u>プール</u>等への給水</b> Ⅲ給水装置工事施行基準 2設計 2. 1 2 <u>プール</u>等への給水参照</p> <p><b>2. 16～2. 17</b></p>	1～ 30 (人)	$Q = 2.6 P^{0.36}$	31～ 200 (人)	$Q = 1.3 P^{0.56}$	<u>201～2000 (人)</u>	<u><math>Q = 6.9 P^{0.67}</math></u>	<p>4 給水管の分岐戸数 (略)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>① 算定方法</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～ 30 (人)</td> <td style="text-align: center;"><math>Q = 2.6 P^{0.36}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31～ 200 (人)</td> <td style="text-align: center;"><math>Q = 1.3 P^{0.56}</math></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">Q : 同時使用水量 (l/min) P : 人数</p> <p>5 (略)</p> <p><b>2. 6～2. 14 (略)</b></p> <p><b>2. 15 防火水槽等への給水</b> Ⅲ給水装置工事施行基準 2設計 2. 1 2 防火水槽等への給水参照</p> <p><b>2. 16～2. 17</b></p>	1～ 30 (人)	$Q = 2.6 P^{0.36}$	31～ 200 (人)	$Q = 1.3 P^{0.56}$	<p>・ (V-2-19) 201～2000 人の算定式を追記。</p> <p>・ (V-2-23) 項目名の変更に伴う修正。</p>
1～ 30 (人)	$Q = 2.6 P^{0.36}$											
31～ 200 (人)	$Q = 1.3 P^{0.56}$											
<u>201～2000 (人)</u>	<u><math>Q = 6.9 P^{0.67}</math></u>											
1～ 30 (人)	$Q = 2.6 P^{0.36}$											
31～ 200 (人)	$Q = 1.3 P^{0.56}$											

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>3 施 工</b></p> <p><b>3. 1 ~ 3. 3</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3. 4 配管工事</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ステンレス鋼管の施工</p> <p>1)～2)</p> <p>(略)</p> <p>3)ステンレス鋼管の継手</p> <p>① 伸縮可とう継手</p> <p>ア) 種類</p> <p>(略)</p> <p>イ) 施工</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aタイプを使用する場合は、溝付け位置をけがき工具及び測定器具を使用して<u>油性マーカー</u>等で印をしておくこと。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Bタイプを使用する場合は、継手の挿入位置を測定器具を使用して<u>油性マーカー</u>等で印をしておくこと。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><b>3 施 工</b></p> <p><b>3. 1 ~ 3. 3</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3. 4 配管工事</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ステンレス鋼管の施工</p> <p>1)～2)</p> <p>(略)</p> <p>3)ステンレス鋼管の継手</p> <p>① 伸縮可とう継手</p> <p>ア) 種類</p> <p>(略)</p> <p>イ) 施工</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aタイプを使用する場合は、溝付け位置をけがき工具及び測定器具を使用してマジックインク等で印をしておくこと。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Bタイプを使用する場合は、継手の挿入位置を測定器具を使用してマジックインク等で印をしておくこと。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>・ (V-3-2) 語句の修正。</p> <p>・ (V-3-2) 語句の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																														
<p style="text-align: center;">表 3. 4. 1 溝付け位置、挿入量及び締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">呼び径 mm</th> <th style="text-align: center;">Aタイプ</th> <th style="text-align: center;">Bタイプ</th> <th style="text-align: center;">締付けトルク</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">溝付け位置 mm</th> <th style="text-align: center;">挿入量 mm</th> <th style="text-align: center;">N・m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮継手</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) ナットの回転数及び管の締め付け度合いを確認するために、継手及び管に<u>油性マーカー等</u>で、図 3. 4. 1 (参考図) のように確認印「A」及び「B」を必ずつけること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ) (略)</p> <p>4 鋼管の施工</p> <p style="padding-left: 20px;">1)～6) (略)</p>	呼び径 mm	Aタイプ	Bタイプ	締付けトルク	溝付け位置 mm	挿入量 mm	N・m	20	49	81	70	25	49	81	70	40	-	85	120	50	-	85	120	<p style="text-align: center;">表 3. 4. 1 溝付け位置、挿入量及び締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">呼び径 mm</th> <th style="text-align: center;">Aタイプ</th> <th style="text-align: center;">Bタイプ</th> <th style="text-align: center;">締付けトルク</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">溝付け位置 mm</th> <th style="text-align: center;">挿入量 mm</th> <th style="text-align: center;">kgf・m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">12.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">12.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮継手</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) ナットの回転数及び管の締め付け度合いを確認するために、継手及び管にマジックインクなどで、図 3. 4. 1 (参考図) のように確認印「A」及び「B」を必ずつけること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ) (略)</p> <p>4 鋼管の施工</p> <p style="padding-left: 20px;">1)～6) (略)</p>	呼び径 mm	Aタイプ	Bタイプ	締付けトルク	溝付け位置 mm	挿入量 mm	kgf・m	20	49	81	7.0	25	49	81	7.0	40	-	85	12.0	50	-	85	12.0	<p>・ (V-3-2) 単位の修正。</p> <p>・ (V-3-3) 語句の修正。</p>
呼び径 mm		Aタイプ	Bタイプ	締付けトルク																																												
	溝付け位置 mm	挿入量 mm	N・m																																													
20	49	81	70																																													
25	49	81	70																																													
40	-	85	120																																													
50	-	85	120																																													
呼び径 mm	Aタイプ	Bタイプ	締付けトルク																																													
	溝付け位置 mm	挿入量 mm	kgf・m																																													
20	49	81	7.0																																													
25	49	81	7.0																																													
40	-	85	12.0																																													
50	-	85	12.0																																													

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																				
<p style="text-align: center;">表 3. 4. 2 ねじ込み山数及び標準締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th colspan="2">ねじ込み山数</th> <th rowspan="2">標準締付けトルク (N・m)</th> <th rowspan="2">パイプレンヂ予備寸法 (mm)</th> </tr> <tr> <th>手締め山数</th> <th>手締め後締め込み山数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>4.5</td><td>1.5</td><td>40</td><td>350</td></tr> <tr><td>20</td><td>5.0</td><td>1.5</td><td>60</td><td>350</td></tr> <tr><td>25</td><td>4.5</td><td>1.5</td><td>100</td><td>450</td></tr> <tr><td>40</td><td>5.5</td><td>1.5</td><td>150</td><td>800</td></tr> <tr><td>50</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>200</td><td>800</td></tr> <tr><td>75</td><td>9.0</td><td>2.5</td><td>300</td><td>900</td></tr> <tr><td>100</td><td>11.0</td><td>3.0</td><td>400</td><td>1200</td></tr> </tbody> </table> <p>7)～9) (略)</p> <p>5 ビニル管の施工</p> <p>1) 切断標線は、管軸に対して直角に入れる。直径 40mm 以上の場合は、管軸に直角になるようけがきテープを巻いて、油性マーカー等で全周にわたって線を入れること。</p> <p>2)～4) (略)</p> <p>5) 管径 13mm ~ 40mm の管の挿し込み標線は、管端より表 3. 4.3 の継手受け口長さを測り、管体に油性マーカー等で標線を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 3 TS継手の受け口標準長さ (略)</p> <p>6) (略)</p> <p>7) 管径 50mm ~150mm の管の挿し込み標線は、ゼロポイント長さに表 3. 4. 4 の接着代長さを加えた位置とし、管体に油</p>	呼び径	ねじ込み山数		標準締付けトルク (N・m)	パイプレンヂ予備寸法 (mm)	手締め山数	手締め後締め込み山数	13	4.5	1.5	40	350	20	5.0	1.5	60	350	25	4.5	1.5	100	450	40	5.5	1.5	150	800	50	7.0	2.0	200	800	75	9.0	2.5	300	900	100	11.0	3.0	400	1200	<p style="text-align: center;">表 3. 4. 2 ねじ込み山数及び標準締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th colspan="2">ねじ込み山数</th> <th rowspan="2">標準締付けトルク (kgf・m)</th> <th rowspan="2">パイプレンヂ予備寸法 (mm)</th> </tr> <tr> <th>手締め山数</th> <th>手締め後締め込み山数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>4.5</td><td>1.5</td><td>4</td><td>350</td></tr> <tr><td>20</td><td>5.0</td><td>1.5</td><td>6</td><td>350</td></tr> <tr><td>25</td><td>4.5</td><td>1.5</td><td>10</td><td>450</td></tr> <tr><td>40</td><td>5.5</td><td>1.5</td><td>15</td><td>800</td></tr> <tr><td>50</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>20</td><td>800</td></tr> <tr><td>75</td><td>9.0</td><td>2.5</td><td>30</td><td>900</td></tr> <tr><td>100</td><td>11.0</td><td>3.0</td><td>40</td><td>1200</td></tr> </tbody> </table> <p>7)～9) (略)</p> <p>5 ビニル管の施工</p> <p>1) 切断標線は、管軸に対して直角に入れる。直径 40mm 以上の場合は、管軸に直角になるようけがきテープを巻いて、マジックインクで全周にわたって線を入れること。</p> <p>2)～4) (略)</p> <p>5) 管径 13mm ~ 40mm の管の挿し込み標線は、管端より表 3. 4.3 の継手受け口長さを測り、管体にマジックインクで標線を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 3 TS継手の受け口標準長さ (略)</p> <p>6) (略)</p> <p>7) 管径 50mm ~150mm の管の挿し込み標線は、ゼロポイント長さに表 3. 4. 4 の接着代長さを加えた位置とし、管体にマ</p>	呼び径	ねじ込み山数		標準締付けトルク (kgf・m)	パイプレンヂ予備寸法 (mm)	手締め山数	手締め後締め込み山数	13	4.5	1.5	4	350	20	5.0	1.5	6	350	25	4.5	1.5	10	450	40	5.5	1.5	15	800	50	7.0	2.0	20	800	75	9.0	2.5	30	900	100	11.0	3.0	40	1200	<p>・(V-3-4) 単位の修正。</p> <p>・(V-3-4) 語句の修正。</p> <p>・(V-3-5) 語句の修正。</p> <p>・(V-3-5) 語句の修正。</p>
呼び径		ねじ込み山数				標準締付けトルク (N・m)	パイプレンヂ予備寸法 (mm)																																																																															
	手締め山数	手締め後締め込み山数																																																																																				
13	4.5	1.5	40	350																																																																																		
20	5.0	1.5	60	350																																																																																		
25	4.5	1.5	100	450																																																																																		
40	5.5	1.5	150	800																																																																																		
50	7.0	2.0	200	800																																																																																		
75	9.0	2.5	300	900																																																																																		
100	11.0	3.0	400	1200																																																																																		
呼び径	ねじ込み山数		標準締付けトルク (kgf・m)	パイプレンヂ予備寸法 (mm)																																																																																		
	手締め山数	手締め後締め込み山数																																																																																				
13	4.5	1.5	4	350																																																																																		
20	5.0	1.5	6	350																																																																																		
25	4.5	1.5	10	450																																																																																		
40	5.5	1.5	15	800																																																																																		
50	7.0	2.0	20	800																																																																																		
75	9.0	2.5	30	900																																																																																		
100	11.0	3.0	40	1200																																																																																		

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																								
<p><u>性マーカー等</u>で標線を記入すること。</p> <p>ただし、管端から標線までの長さが受け口長さより長い場合は、新たに継手受け口長さ の標線として記入すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 4 接着代長さ (略)</p> <p>8)～12) (略)</p> <p>6 ゴム輪形ビニル管の施工</p> <p>1) 管の切断は、管軸と直角に<u>油性マーカー等</u>で標線を書き入れ、木工用手引き鋸で直角に切断すること。</p> <p>2)～7) (略)</p> <p>7 <u>K形</u>铸铁管の施工</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 6 標準締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>管</th> <th>径(mm)</th> <th>標準締付けトルク(N・m)</th> <th>ボルト径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td></td> <td><u>60</u></td> <td>M 16</td> </tr> <tr> <td>100～800</td> <td></td> <td><u>100</u></td> <td>M 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>6)～7) (略)</p> <p>8) 特殊押輪の押ボルトの締め付けにはトルクレンチ（締付けトルクは <u>100 ～ 150 N・m</u>）を標準とする。</p> <p>8 <u>T形</u>铸铁管の施工</p> <p>1)～7) (略)</p>	管	径(mm)	標準締付けトルク(N・m)	ボルト径 (mm)	75		<u>60</u>	M 16	100～800		<u>100</u>	M 20	<p>ジックインクで標線を記入すること。</p> <p>ただし、管端から標線までの長さが受け口長さより長い場合は、新たに継手受け口長さ の標線として記入すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 4 接着代長さ (略)</p> <p>8)～12) (略)</p> <p>6 ゴム輪形ビニル管の施工</p> <p>1) 管の切断は、管軸と直角にマジックインクで標線を書き入れ、木工用手引き鋸で直角に切断すること。</p> <p>2)～7) (略)</p> <p>7 K型铸铁管の施工</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 4. 6 標準締付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>管</th> <th>径(mm)</th> <th>標準締付けトルク(kgf・m)</th> <th>ボルト径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td></td> <td>8</td> <td>M 16</td> </tr> <tr> <td>100～300</td> <td></td> <td>10</td> <td>M 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>6)～7) (略)</p> <p>8) 特殊押輪の押ボルトの締め付けにはトルクレンチ（締付けトルクは 10 ～ 15 kgf・m）を標準とする。</p> <p>8 T型铸铁管の施工</p> <p>1)～7) (略)</p>	管	径(mm)	標準締付けトルク(kgf・m)	ボルト径 (mm)	75		8	M 16	100～300		10	M 20	<p>・(V-3-6) 語句の修正。</p> <p>・(V-3-6) 語句の修正。</p> <p>・(V-3-6) 単位・数値の修正。</p> <p>・(V-3-6) 単位の修正。</p> <p>・(V-3-7) 語句の修正。</p>
管	径(mm)	標準締付けトルク(N・m)	ボルト径 (mm)																							
75		<u>60</u>	M 16																							
100～800		<u>100</u>	M 20																							
管	径(mm)	標準締付けトルク(kgf・m)	ボルト径 (mm)																							
75		8	M 16																							
100～300		10	M 20																							



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>9～11 (略)</p> <p><b>3.5 ～ 3.10</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 施工管理</b></p> <p><b>4.1 施行の確認</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>9～11 (略)</p> <p><b>3.5 ～ 3.10</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 施工管理</b></p> <p><b>4.1 施行の確認</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

# 新旧対照表

新			旧			改正内容
表 4. 1. 1 施行の確認			表 4. 1. 1 施行の確認			・(V-4-1) 項目名「位置図」を「案内図」 に名称変更。
区分	項目	確認の内容	区分	項目	確認の内容	
完成図書	案内図	・工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。	完成図書	位置図	・工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。	
	平面図及び立面図	・方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況が、わかりやすく記入されていること。 ・隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。 ・分岐部のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立面図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管が明記されていること。 ・各部の材質、口径及び延長が記入されていること。 ・給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。 ・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 ・水の汚染・破損・侵食・凍結防止等の措置が明記されていること。		平面図及び立面図	・方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況が、わかりやすく記入されていること。 ・隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。 ・分岐部のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立面図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管が明記されていること。 ・各部の材質、口径及び延長が記入されていること。 ・給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。 ・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 ・水の汚染・破損・侵食・凍結防止等の措置が明記されていること。	
現地確認	屋外	分岐部のオフセット	・正確に測定されていること。	屋外	分岐部のオフセット	・正確に測定されていること。
		埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。		埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
		止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。		止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
		量水器	・逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針及び取替に支障がないこと。		量水器	・逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針及び取替に支障がないこと。
		管の延長	・完成図面と整合すること。		管の延長	・完成図面と整合すること。
	配管	筐・ボックス類	・傾きがなく、設置基準に適合していること。	配管	筐・ボックス類	・傾きがなく、設置基準に適合していること。
		配管一般	・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。		配管一般	・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
		接合	・適切な接合が行われていること。		接合	・適切な接合が行われていること。
		管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。		管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
		給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。		給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
		接続	・適切な接合が行われていること。		接続	・適切な接合が行われていること。
		受水槽吐水口空間	・吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。		受水槽吐水口空間	・吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。
		機能確認	・通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。		機能確認	・通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。
耐圧試験	・所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。	耐圧試験	・所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。			
水質確認	・残留塩素等を確認すること。	水質確認	・残留塩素等を確認すること。			

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																		
<p><b>4. 2 工事記録写真</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 撮影必要箇所を<b>撮り損ねた</b>場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 4. 2. 1 主な撮影の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工前の現場状況</td> <td>・施工前の現場状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋設位置の状況</td> <td>配水管</td> <td>・分岐しようとする配水管土被り (D)</td> </tr> <tr> <td>給水管</td> <td>・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管の状況</td> <td>分岐</td> <td>・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況</td> </tr> <tr> <td>一般配管</td> <td>・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原形復旧の状況</td> <td>埋め戻し</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>下層路盤</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)</td> </tr> <tr> <td>完成後の現場状況</td> <td>・完成後の現場状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・上記以外で施工後確認不可能な部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)～注2) (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p><b>4. 3 記録の保存</b></p> <p>(略)</p>	撮影項目	撮影内容	備考	施工前の現場状況	・施工前の現場状況		埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り (D)	給水管	・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)	配管の状況	分岐	・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況	一般配管	・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況	原形復旧の状況	埋め戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	路床	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	表層	仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)	完成後の現場状況	・完成後の現場状況		その他	・上記以外で施工後確認不可能な部分		<p><b>4. 2 工事記録写真</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 撮影必要箇所を撮り残した場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 4. 2. 1 主な撮影の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工前の現場状況</td> <td>・施工前の現場状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋設位置の状況</td> <td>配水管</td> <td>・分岐しようとする配水管土被り (D)</td> </tr> <tr> <td>給水管</td> <td>・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管の状況</td> <td>分岐</td> <td>・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況</td> </tr> <tr> <td>一般配管</td> <td>・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原形復旧の状況</td> <td>埋め戻し</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>下層路盤</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ</td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)</td> </tr> <tr> <td>完成後の現場状況</td> <td>・完成後の現場状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・上記以外で施工後確認不可能な部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)～注2) (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p><b>4. 3 記録の保存</b></p> <p>(略)</p>	撮影項目	撮影内容	備考	施工前の現場状況	・施工前の現場状況		埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り (D)	給水管	・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)	配管の状況	分岐	・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況	一般配管	・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況	原形復旧の状況	埋め戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	路床	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	表層	仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)	完成後の現場状況	・完成後の現場状況		その他	・上記以外で施工後確認不可能な部分		<p>・(V-4-2)</p> <p>文章の修正</p> <p>・(V-4-2)</p> <p>撮影項目「配管の状況・分岐」の撮影内容「防錆コア」の語句修正。</p>
撮影項目	撮影内容	備考																																																																		
施工前の現場状況	・施工前の現場状況																																																																			
埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り (D)																																																																		
	給水管	・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)																																																																		
配管の状況	分岐	・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況																																																																		
	一般配管	・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況																																																																		
原形復旧の状況	埋め戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	路床	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	表層	仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)																																																																		
完成後の現場状況	・完成後の現場状況																																																																			
その他	・上記以外で施工後確認不可能な部分																																																																			
撮影項目	撮影内容	備考																																																																		
施工前の現場状況	・施工前の現場状況																																																																			
埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り (D)																																																																		
	給水管	・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H) ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)																																																																		
配管の状況	分岐	・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況																																																																		
	一般配管	・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況																																																																		
原形復旧の状況	埋め戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	路床	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ																																																																		
	表層	仮復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、) 本復旧 ・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)																																																																		
完成後の現場状況	・完成後の現場状況																																																																			
その他	・上記以外で施工後確認不可能な部分																																																																			

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>5 維持管理</b> (略)</p> <p><b>6 図面作成</b></p> <p><b>6. 1 設計図</b></p> <p>1 作図の条件</p> <p>1) ~3) (略)</p> <p>4) <u>原則として</u>配管部分は濃度一定の鉛筆仕上げとし、案内図及び他の部分は黒インク（又は青インク）仕上げとすること。 ただし、案内図については鉛筆仕上げとしてもさしつかえない。</p> <p>5)~6) (略)</p> <p>2 案内図（方位を含む。）の作成</p> <p>1) ~2) (略)</p> <p>3) 案内図は作図を原則とするが、集団工事等の場合で<u>図面管理上</u>支障がない場合は貼付してもさしつかえない。</p> <p>4) 設計図面を添付する場合においても設計書に記載すること。</p> <p>3 平面図の作成</p> <p>1) ~4)</p> <p>5) 設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び</p>	<p><b>5 維持管理</b> (略)</p> <p><b>6 図面作成</b></p> <p><b>6. 1 設計図</b></p> <p>1 作図の条件</p> <p>1) ~3) (略)</p> <p>4) 配管部分は濃度一定の鉛筆仕上げとし、案内図及び他の部分は黒インク（又は青インク）仕上げとすること。 ただし、案内図については鉛筆仕上げとしてもさしつかえない。</p> <p>5)~6) (略)</p> <p>2 案内図（方位を含む。）の作成</p> <p>1) ~2) (略)</p> <p>3) 案内図は作図を原則とするが、集団工事等の場合で<u>図面管理</u>支障がない場合は貼付してもさしつかえない。</p> <p>4) 青焼等の設計図面を添付する場合においても設計書に記載すること。</p> <p>3 平面図の作成</p> <p>1) ~4)</p> <p>5) 青焼等の設計図面を添付する場合においても建築物</p>	<p>・ (V-6-1) 「原則として」を追記。</p> <p>・ 文章の修正。</p> <p>・ 「青焼等の」を削除。</p> <p>・ 「青焼等の」を削除。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>屋外の主要配管は、設計書に記載すること。</p> <p>また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。</p> <p>4 立面図の作成</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 原則として、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。</p> <p>また、給水管取り出し方向と同方向の給水管は、すべて取出し給水管と平行になるように図示すること。</p> <p>6)～10) (略)</p> <p>5 断面図の作成</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) 工業用水管及びその他の地下埋設物（電気・電話線、ガス管、下水道管等）の位置を明記すること。</p>	<p>の外形及び屋外の主要配管は、設計書に記載すること。</p> <p>また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。</p> <p>4 立面図の作成</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 原則として、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。</p> <p>また、給水管取り出し方向と同方向め給水管は、すべて取出し給水管と平行になるように図示すること。</p> <p>6)～10) (略)</p> <p>5 断面図の作成</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) 工業用水管及びその他の地下埋設物（電気・電話線、ガス管、下水道管等）の位置を明記すること。</p>	<p>・(V-6-2) 文章の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">道路埋設断面図 A-A' S=F</p> <p style="text-align: center;">市舗装道 6000</p> <p style="text-align: center;">3000</p> <p style="text-align: center;">1500</p> <p style="text-align: center;">1000</p> <p style="text-align: center;">450</p> <p style="text-align: center;">450</p> <p style="text-align: center;">申請地</p> <p style="text-align: center;">φ 11</p> <p style="text-align: center;">φ 20SSP-R</p> <p style="text-align: center;">既設管 φ 75TDP</p> <p style="text-align: center;">ガス管 φ 50</p> <p style="text-align: center;">1200</p> <p style="text-align: center;">1200</p> <p style="text-align: center;">0.011</p> <p style="text-align: center;">汚水管 φ 250</p> <p>6 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計図面を添付する場合、J I S規格のA 2版以下を標準とし、明瞭なものであること。</li> <li>2) 受水槽以下の給水装置の設計図面を参考として添付する場合は、配管図のみの図面とすること。</li> <li>3) 設計図には、縮尺1/500の管理図番号を記載すること。</li> <li>4) 設計図の使用材料欄には、ライニング鋼管及び樹脂系管類の継手、量水器以降のステンレス鋼管の継手を除く、すべての使用材料を記載すること。</li> </ol> <p style="text-align: center;">また、<u>ステンレス鋼管</u>及び<u>波状ステンレス鋼管</u>は、表6. 1. 1 に示すフレキシブル継手の寸法を差し引いた</p>	<p style="text-align: center;">道路埋設断面図 A-A' S=F</p> <p style="text-align: center;">市舗装道 6000</p> <p style="text-align: center;">3000</p> <p style="text-align: center;">1500</p> <p style="text-align: center;">1000</p> <p style="text-align: center;">450</p> <p style="text-align: center;">450</p> <p style="text-align: center;">申請地</p> <p style="text-align: center;">φ 20SSP-R</p> <p style="text-align: center;">既設管 φ 75TDP</p> <p style="text-align: center;">ガス管 φ 50</p> <p style="text-align: center;">0.008</p> <p style="text-align: center;">0.021</p> <p style="text-align: center;">0.011</p> <p style="text-align: center;">汚水管 φ 250</p> <p>6 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 青焼等の設計図面を添付する場合、J I S規格のA 2版以下を標準とし、明瞭なものであること。</li> <li>2) 受水槽以下の給水装置の設計図面（青焼等）を参考として添付する場合は、配管図のみの図面とすること。</li> <li>3) 設計図には、縮尺1/500の管網図番号を記載すること。</li> <li>4) 設計図の使用材料欄には、ライニング鋼管及び樹脂系管類の継手、量水器以降のステンレス鋼管の継手を除く、すべての使用材料を記載すること。</li> </ol> <p style="text-align: center;">また、ステンレス鋼管及び波状管は、表6. 1. 1 に示すフレキシブル継手の寸法を差し引いた長さを記載する</p>	<p>・(V-6-3)</p> <p>寸法位置の変更。</p> <p>図の止水栓記号をボール式伸縮止水栓記号に変更。</p> <p>・(V-6-3)</p> <p>「青焼等の」を削除。</p> <p>・(V-6-3)</p> <p>語句の修正。</p> <p>「(青焼等)」を削除。</p> <p>・語句の修正。</p> <p>・(V-6-3)</p> <p>JWWA規格の名称に変更。</p>

## 新旧対照表

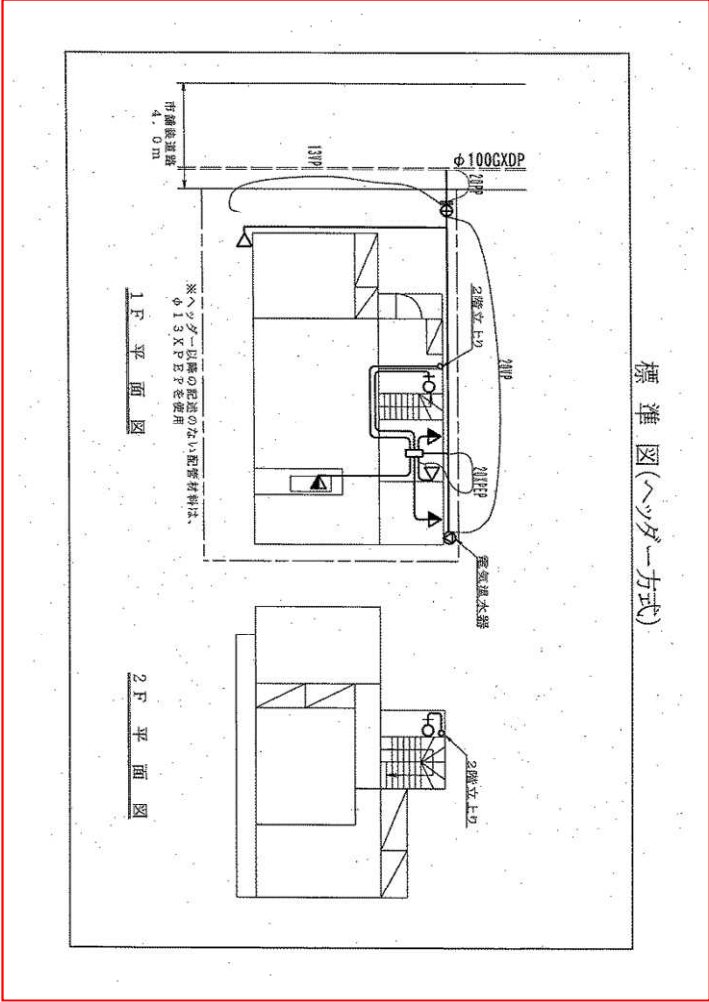
新	旧	改正内容																																																																																																								
<p style="text-align: center;">長さを記載すること。</p> <p>7 図記号表</p> <p>1) 管種記号</p> <p style="text-align: center;">管 種 記 号 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>管 種</th> <th>記 号</th> <th>管 種</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステンレス鋼管(304)</td> <td>SSP-A</td> <td>耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-HV</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼管(316)</td> <td>SSP-B</td> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>V P</td> </tr> <tr> <td>波 状 管</td> <td>CSST</td> <td>耐衝撃性硬質 塩化ビニル管</td> <td>HIVP</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手 FJ-A</td> <td>FJ-A</td> <td>ポリエチレン管</td> <td>P P</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手 FJ-B</td> <td>FJ-B</td> <td>K形 ダクタイル鋳鉄管</td> <td>KDP</td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管A</td> <td>SGP-VA</td> <td>T形 ダクタイル鋳鉄管</td> <td>TDP</td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管B</td> <td>SGP-VB</td> <td><del>NS形 ダクタイル鋳鉄管</del></td> <td><del>NSDP</del></td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管D</td> <td>SGP-VD</td> <td><del>GX形 ダクタイル鋳鉄管</del></td> <td><del>GXDP</del></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A</td> <td>SGP-PA</td> <td>石綿セメント管</td> <td>ACP</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B</td> <td>SGP-PB</td> <td>銅 管</td> <td>C P</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D</td> <td>SGP-PD</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>XPEP</td> </tr> <tr> <td>鉛 管</td> <td>L P</td> <td><del>ポリブテン管</del></td> <td>FBP</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) (略)</p>	管 種	記 号	管 種	記 号	ステンレス鋼管(304)	SSP-A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-HV	ステンレス鋼管(316)	SSP-B	硬質塩化ビニル管	V P	波 状 管	CSST	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	フレキシブル継手 FJ-A	FJ-A	ポリエチレン管	P P	フレキシブル継手 FJ-B	FJ-B	K形 ダクタイル鋳鉄管	KDP	ビニルライニング鋼管A	SGP-VA	T形 ダクタイル鋳鉄管	TDP	ビニルライニング鋼管B	SGP-VB	<del>NS形 ダクタイル鋳鉄管</del>	<del>NSDP</del>	ビニルライニング鋼管D	SGP-VD	<del>GX形 ダクタイル鋳鉄管</del>	<del>GXDP</del>	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	SGP-PA	石綿セメント管	ACP	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	SGP-PB	銅 管	C P	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	SGP-PD	架橋ポリエチレン管	XPEP	鉛 管	L P	<del>ポリブテン管</del>	FBP	<p style="text-align: center;">こと。</p> <p>7 図記号表</p> <p>1) 管種記号</p> <p style="text-align: center;">管 種 記 号 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>管 種</th> <th>記 号</th> <th>管 種</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステンレス鋼管(304)</td> <td>SSP-A</td> <td>耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-HV</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼管(316)</td> <td>SSP-B</td> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>V P</td> </tr> <tr> <td>波 状 管</td> <td>CSST</td> <td>耐衝撃性硬質 塩化ビニル管</td> <td>HIVP</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手 FJ-A</td> <td>FJ-A</td> <td>ポリエチレン管</td> <td>P P</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手 FJ-B</td> <td>FJ-B</td> <td>K形・ダクタイル鋳鉄管</td> <td>KDP</td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管A</td> <td>SGP-VA</td> <td>T形・ダクタイル鋳鉄管</td> <td>TDP</td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管B</td> <td>SGP-VB</td> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>DIP</td> </tr> <tr> <td>ビニルライニング鋼管D</td> <td>SGP-VD</td> <td>鋳 鉄 管</td> <td>CIP</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A</td> <td>SGP-PA</td> <td>石綿セメント管</td> <td>ACP</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B</td> <td>SGP-PB</td> <td>銅 管</td> <td>C P</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D</td> <td>SGP-PD</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>XPEP</td> </tr> <tr> <td>鉛 管</td> <td>L P</td> <td>ポリブテン管</td> <td>FBP</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) (略)</p>	管 種	記 号	管 種	記 号	ステンレス鋼管(304)	SSP-A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-HV	ステンレス鋼管(316)	SSP-B	硬質塩化ビニル管	V P	波 状 管	CSST	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	フレキシブル継手 FJ-A	FJ-A	ポリエチレン管	P P	フレキシブル継手 FJ-B	FJ-B	K形・ダクタイル鋳鉄管	KDP	ビニルライニング鋼管A	SGP-VA	T形・ダクタイル鋳鉄管	TDP	ビニルライニング鋼管B	SGP-VB	ダクタイル鋳鉄管	DIP	ビニルライニング鋼管D	SGP-VD	鋳 鉄 管	CIP	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	SGP-PA	石綿セメント管	ACP	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	SGP-PB	銅 管	C P	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	SGP-PD	架橋ポリエチレン管	XPEP	鉛 管	L P	ポリブテン管	FBP	<p style="text-align: center;">(V-6-4)</p> <p style="text-align: center;">管種の削除・追加・修正。</p>
管 種	記 号	管 種	記 号																																																																																																							
ステンレス鋼管(304)	SSP-A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-HV																																																																																																							
ステンレス鋼管(316)	SSP-B	硬質塩化ビニル管	V P																																																																																																							
波 状 管	CSST	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP																																																																																																							
フレキシブル継手 FJ-A	FJ-A	ポリエチレン管	P P																																																																																																							
フレキシブル継手 FJ-B	FJ-B	K形 ダクタイル鋳鉄管	KDP																																																																																																							
ビニルライニング鋼管A	SGP-VA	T形 ダクタイル鋳鉄管	TDP																																																																																																							
ビニルライニング鋼管B	SGP-VB	<del>NS形 ダクタイル鋳鉄管</del>	<del>NSDP</del>																																																																																																							
ビニルライニング鋼管D	SGP-VD	<del>GX形 ダクタイル鋳鉄管</del>	<del>GXDP</del>																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	SGP-PA	石綿セメント管	ACP																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	SGP-PB	銅 管	C P																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	SGP-PD	架橋ポリエチレン管	XPEP																																																																																																							
鉛 管	L P	<del>ポリブテン管</del>	FBP																																																																																																							
管 種	記 号	管 種	記 号																																																																																																							
ステンレス鋼管(304)	SSP-A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-HV																																																																																																							
ステンレス鋼管(316)	SSP-B	硬質塩化ビニル管	V P																																																																																																							
波 状 管	CSST	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP																																																																																																							
フレキシブル継手 FJ-A	FJ-A	ポリエチレン管	P P																																																																																																							
フレキシブル継手 FJ-B	FJ-B	K形・ダクタイル鋳鉄管	KDP																																																																																																							
ビニルライニング鋼管A	SGP-VA	T形・ダクタイル鋳鉄管	TDP																																																																																																							
ビニルライニング鋼管B	SGP-VB	ダクタイル鋳鉄管	DIP																																																																																																							
ビニルライニング鋼管D	SGP-VD	鋳 鉄 管	CIP																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	SGP-PA	石綿セメント管	ACP																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	SGP-PB	銅 管	C P																																																																																																							
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	SGP-PD	架橋ポリエチレン管	XPEP																																																																																																							
鉛 管	L P	ポリブテン管	FBP																																																																																																							



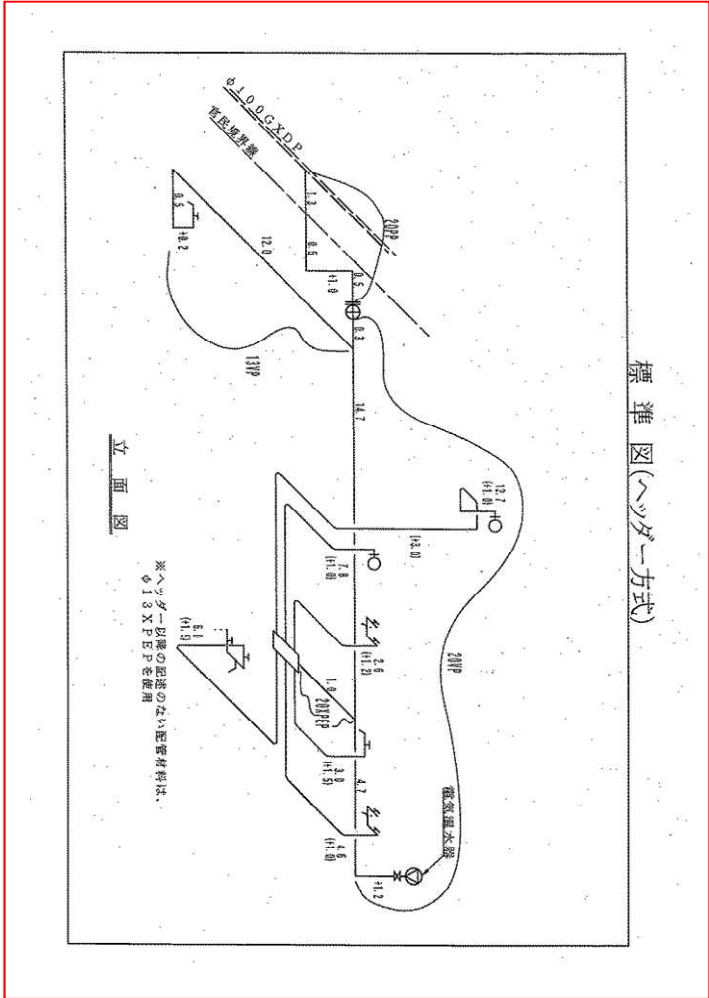
# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																																												
<p>3) 水栓及び器具類の記号</p> <p>①平面記号</p> <p style="text-align: center;">平面記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水栓器具類</th> <th>記号</th> <th>水栓器具類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量水器</td> <td></td> <td>空気弁(単口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td></td> <td>空気弁(双口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトシール仕切弁</td> <td></td> <td>排水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストップバルブ</td> <td></td> <td>栓(プラグ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓</td> <td></td> <td>給水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール止水栓 伸縮可とう・乙型</td> <td></td> <td>混合水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>甲止・分岐水栓</td> <td></td> <td>ボールタップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙・丙止水栓</td> <td></td> <td>フラッシュバルブ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(単口)</td> <td></td> <td>ガス湯沸器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(双口)</td> <td></td> <td>逆止弁・減圧逆止弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(地上式)</td> <td></td> <td>増圧装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(室内)</td> <td></td> <td>ヘッダー</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の特殊器具</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水栓の記号  ..... 出水方向を表す。</p> <p>② (略)</p> <p>標準図 平面図 (略)</p> <p>標準図 立面図 (略)</p>	水栓器具類	記号	水栓器具類	記号	量水器		空気弁(単口)		仕切弁		空気弁(双口)		ソフトシール仕切弁		排水栓		ストップバルブ		栓(プラグ)		ボール式伸縮止水栓		給水栓		ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓		甲止・分岐水栓		ボールタップ		乙・丙止水栓		フラッシュバルブ		消火栓(単口)		ガス湯沸器		消火栓(双口)		逆止弁・減圧逆止弁		消火栓(地上式)		増圧装置		消火栓(室内)		ヘッダー				その他の特殊器具		<p>3) 水栓及び器具類の記号</p> <p>①平面記号</p> <p style="text-align: center;">平面記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水栓器具類</th> <th>記号</th> <th>水栓器具類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量水器</td> <td></td> <td>空気弁(単口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td></td> <td>空気弁(双口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトシール仕切弁</td> <td></td> <td>排水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストップバルブ</td> <td></td> <td>栓(プラグ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓</td> <td></td> <td>給水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール止水栓 伸縮可とう・乙型</td> <td></td> <td>混合水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>甲止・分岐水栓</td> <td></td> <td>ボールタップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙・丙止水栓</td> <td></td> <td>フラッシュバルブ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(単口)</td> <td></td> <td>ガス湯沸器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(双口)</td> <td></td> <td>逆止弁・減圧逆止弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(地上式)</td> <td></td> <td>増圧装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(室内)</td> <td></td> <td>その他の特殊器具</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水栓の記号  ..... 出水方向を表す。</p> <p>② (略)</p> <p>標準図 平面図 (略)</p> <p>標準図 立面図 (略)</p>	水栓器具類	記号	水栓器具類	記号	量水器		空気弁(単口)		仕切弁		空気弁(双口)		ソフトシール仕切弁		排水栓		ストップバルブ		栓(プラグ)		ボール式伸縮止水栓		給水栓		ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓		甲止・分岐水栓		ボールタップ		乙・丙止水栓		フラッシュバルブ		消火栓(単口)		ガス湯沸器		消火栓(双口)		逆止弁・減圧逆止弁		消火栓(地上式)		増圧装置		消火栓(室内)		その他の特殊器具		<p>・(V-6-5)</p> <p>ヘッダー記号の追加。</p>
水栓器具類	記号	水栓器具類	記号																																																																																																											
量水器		空気弁(単口)																																																																																																												
仕切弁		空気弁(双口)																																																																																																												
ソフトシール仕切弁		排水栓																																																																																																												
ストップバルブ		栓(プラグ)																																																																																																												
ボール式伸縮止水栓		給水栓																																																																																																												
ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓																																																																																																												
甲止・分岐水栓		ボールタップ																																																																																																												
乙・丙止水栓		フラッシュバルブ																																																																																																												
消火栓(単口)		ガス湯沸器																																																																																																												
消火栓(双口)		逆止弁・減圧逆止弁																																																																																																												
消火栓(地上式)		増圧装置																																																																																																												
消火栓(室内)		ヘッダー																																																																																																												
		その他の特殊器具																																																																																																												
水栓器具類	記号	水栓器具類	記号																																																																																																											
量水器		空気弁(単口)																																																																																																												
仕切弁		空気弁(双口)																																																																																																												
ソフトシール仕切弁		排水栓																																																																																																												
ストップバルブ		栓(プラグ)																																																																																																												
ボール式伸縮止水栓		給水栓																																																																																																												
ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓																																																																																																												
甲止・分岐水栓		ボールタップ																																																																																																												
乙・丙止水栓		フラッシュバルブ																																																																																																												
消火栓(単口)		ガス湯沸器																																																																																																												
消火栓(双口)		逆止弁・減圧逆止弁																																																																																																												
消火栓(地上式)		増圧装置																																																																																																												
消火栓(室内)		その他の特殊器具																																																																																																												

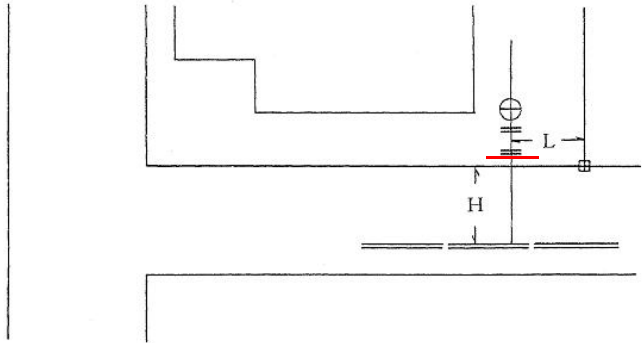
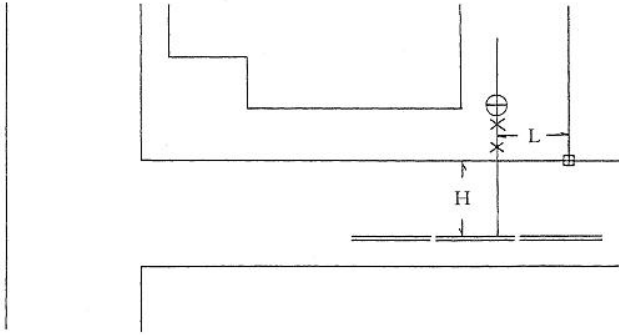
# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">標準図 (ヘッダー工法) 平面図</p>  <p style="text-align: center;">標準図 (ヘッダー方式)</p>	<p>(追加)</p>	<p>・(V-6-(8)) ※ページ追加 ヘッダー工法の標準図 (平面図) の追加。</p>

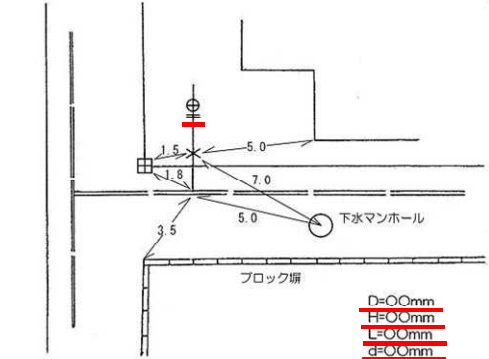
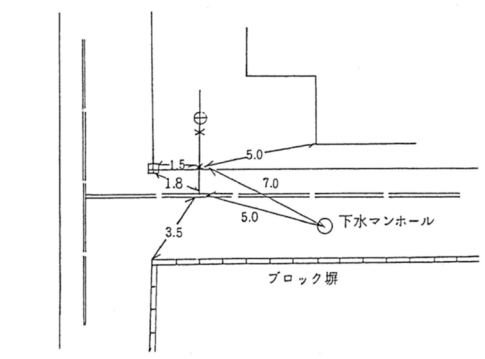
# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">標準図（ヘッダー工法） 立面図</p> 	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (V-6-(9)) ※ページ追加 ヘッダー工法の標準図（立面図）の追加。</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">オフセット標準図（一部先行工事の場合） （略）</p> <p>配管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセット標準図</p>  <p style="margin-left: 20px;">D=配水管の土被り（mm） H=官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離（mm） L=用地境界より給水管引込位置までの水平距離（mm） d=給水管の土被り（mm）</p>	<p style="text-align: center;">オフセット標準図（一部先行工事の場合） （略）</p> <p>配管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセット標準図</p>  <p style="margin-left: 20px;">D=配水管の土被り（mm） H=官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離（mm） L=用地境界より給水管引込位置までの水平距離（mm） d=給水管の土被り（mm）</p>	<p>・（V-6-8） 止水栓記号をボール式伸縮止水栓記号に変更。</p>

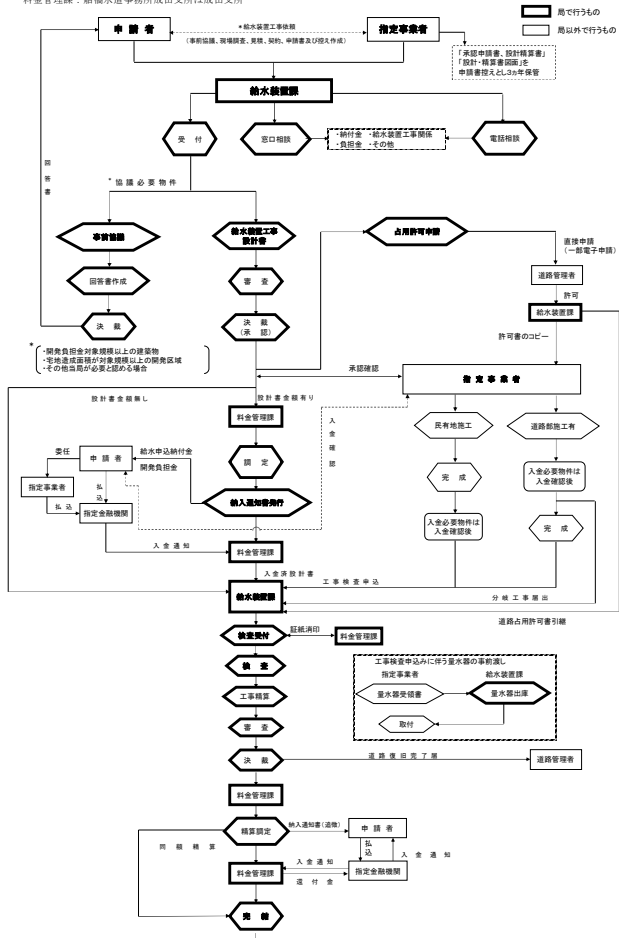
## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>6. 2 設計変更図</b> (略)</p> <p><b>6. 3 完成図</b></p> <p>1 設計図(平面図、立面図)の訂正</p> <p>完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正がある場合には設計図の作成方法により作成するものとする。</p> <p>なお、新設及び改造工事については、当該箇所のみ1 / 500 <b>管理図</b>写しに給水装置取り出し及び布設位置等並びに家屋を図示(修正)したものを作成する。</p> <p>2 オフセット図</p> <p>①～③ (略)</p> <p style="text-align: center;">図 6.3.1</p> <p>オフセット標準図</p> 	<p><b>6. 2 設計変更図</b> (略)</p> <p><b>6. 3 完成図</b></p> <p>1 設計図(平面図、立面図)の訂正</p> <p>完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正がある場合には設計図の作成方法により作成するものとする。</p> <p>なお、新設及び改造工事については、当該箇所のみ1 / 500 管網図写しに給水装置取り出し及び布設位置等並びに家屋を図示(修正)したものを作成する。</p> <p>2 オフセット図</p> <p>①～③ (略)</p> <p style="text-align: center;">図 6.3.1</p> <p>オフセット標準図</p> 	<p>・(V-6-9) 語句の修正。</p> <p>・(V-6-9) 「DHLD」の追加、止水栓をボール式伸縮止水栓に変更。 測定箇所が分かりやすいように図を修正。</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>7 事務処理</b></p> <p><b>7.1 事務処理の流れ</b></p> <p>給水装置：給水水道事務所千歳ニュータウン支所は工務課、成田支所は成田支所 料金管理課：給水水道事務所成田支所は成田支所</p> <p>1/500管線図添付加算修正 設計書はExcelファイル作成</p> <p>※指定事業者：指定給水装置工事事業者</p>	<p><b>7 事務処理</b></p> <p><b>7.1 事務処理の流れ</b></p> <p>1 水道事務所本所</p> <p>1/500管線図添付加算修正 設計書はExcelファイル作成</p> <p>※指定事業者：指定給水装置工事事業者</p>	<p>・(V-7-1-1)</p> <p>「1 水道事務所本所」の技術管理課の事務処理部分を削除し、「2 水道事務所支所」と統一。</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>2 削除</p>	<p>2 水道事務所支所</p> <p>給水装置課：船橋水道事務所千葉ニュータウン支所は工務課、成田支所は成田支所 料金管理課：船橋水道事務所成田支所は成田支所</p>  <p>※ 指定事業者：指定給水装置工事事業者</p>	<p>・(V-7-1-2) 削除。</p>



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>7. 2 ～ 7. 7</b> (略)</p> <p><b>7. 8 完結後の事務処理</b></p> <p>1 承認申請書等の保存</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 保存の方法</p> <p>① 承認申請書等は管路情報管理システムデータ整備 <u>受注者</u>(以下「<u>受注者</u>」という。)に送付し、磁気ファイルにより保存するものとする。</p> <p>② 縮尺 1/500の水道管管理図の加筆修正は、家屋配置図、取出し平面図、口径、水栓番号及び受水槽容量等を工事検査時に現地と照合確認した後、速やかに原稿図を<u>受注者</u>に送付し、これを依頼するものとする。</p> <p>第1～2号様式 (略)</p> <p><b>7. 9 その他の留意事項</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 給水装置工事中止届が提出された場合で、給水申込納付金及び開発負担金の還付を伴うものについては、受取人名、金融機関名 <u>(支店名含む)</u>、預金種目及び口座番号を朱書きで記載するよう指導すること。</p>	<p><b>7. 2 ～ 7. 7</b> (略)</p> <p><b>7. 8 完結後の事務処理</b></p> <p>1 承認申請書等の保存</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 保存の方法</p> <p>① 承認申請書等は管路情報管理システムデータ整備 受託業者(以下「<u>受託業者</u>」という。)に送付し、磁気ファイルにより保存するものとする。</p> <p>② 縮尺 1/500の水道管管理図の加筆修正は、家屋配置図、取出し平面図、口径、水栓番号及び受水槽容量等を工事検査時に現地と照合確認した後、速やかに原稿図を受託業者に送付し、これを依頼するものとする。</p> <p>第1～2号様式 (略)</p> <p><b>7. 9 その他の留意事項</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 給水装置工事中止届が提出された場合で、給水申込納付金及び開発負担金の還付を伴うものについては、受取人名、金融機関名、預金種目及び口座番号を朱書きで記載するよう指導すること。</p>	<p>・(V-7-4) 「受託業者」を「受注者」に変更。</p> <p>・(V-7-4) 「受託業者」を「受注者」に変更。</p> <p>・(V-7-7) 「(支店名含む)」の追加</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><b>7. 10 設計書の記載</b></p> <p>給水装置工事設計書等の記載事項を<a href="#">給水装置情報管理</a>システムに入力すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書の記載</p> <p>1) 水栓番号</p> <p><a href="#">給水装置情報管理システム</a>により自動採番されたものを（設計）審査表をもとに記載（裏図箇所を含む。）する。</p> <p>2)～18) (略)</p> <p>19) 経過等の記載</p> <p>① 設計審査年月日</p> <p><a href="#">給水装置情報管理</a>システムに入力する年月日とする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 精算年月日</p> <p>すべての工事検査が完了し、<a href="#">給水装置情報管理</a>システムに入力する年月日を記載する。</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>7. 10 設計書の記載</b></p> <p>給水装置工事設計書等の記載事項をシステムに入力すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書の記載</p> <p>1) 水栓番号</p> <p>システムにより自動採番されたものを（設計）審査表をもとに記載（裏図箇所を含む。）する。</p> <p>2)～18) (略)</p> <p>19) 経過等の記載</p> <p>① 設計審査年月日</p> <p>システムに入力する年月日とする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 精算年月日</p> <p>すべての工事検査が完了し、システムに入力する年月日を記載する。</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>・（V-7-7）</p> <p>「給水装置情報管理システム」に修正</p> <p>・（V-7-7）</p> <p>「給水装置情報管理システム」に修正</p> <p>・（V-7-9）</p> <p>「給水装置情報管理システム」に修正</p> <p>・（V-7-9）</p> <p>「給水装置情報管理システム」に修正</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
7. 11 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱に係る事務処理 1～7 (略)	7. 11 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱に係る事務処理 1～7 (略)	

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																					
第1号様式 隔 測 量 水 器 台 帳 (リモートメーター)	第1号様式 隔 測 量 水 器 台 帳 (リモートメーター)	・(V-7-15) 「耗」を「mm」に修正。																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">整 理 番 号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">住 宅 名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>装 置 場 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>申 請 者 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 人 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 人 住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施 行 業 者 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> </table>	整 理 番 号			住 宅 名		装 置 場 所				申 請 者 名		TEL		管 理 人 名		TEL		管 理 人 住 所				施 行 業 者 名		TEL		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">整 理 番 号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">住 宅 名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>装 置 場 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>申 請 者 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 人 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 人 住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施 行 業 者 名</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> </table>	整 理 番 号		住 宅 名		装 置 場 所				申 請 者 名		TEL		管 理 人 名		TEL		管 理 人 住 所				施 行 業 者 名		TEL																						
整 理 番 号			住 宅 名																																																																				
装 置 場 所																																																																							
申 請 者 名			TEL																																																																				
管 理 人 名			TEL																																																																				
管 理 人 住 所																																																																							
施 行 業 者 名			TEL																																																																				
整 理 番 号			住 宅 名																																																																				
装 置 場 所																																																																							
申 請 者 名			TEL																																																																				
管 理 人 名			TEL																																																																				
管 理 人 住 所																																																																							
施 行 業 者 名			TEL																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">親メーターの水栓番号</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">親メーターの口径</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">mm</td> </tr> <tr> <td>子メーターの水栓番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	親メーターの水栓番号			親メーターの口径	mm	子メーターの水栓番号				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">親メーターの水栓番号</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">親メーターの口径</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">耗</td> </tr> <tr> <td>子メーターの水栓番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	親メーターの水栓番号		親メーターの口径	耗	子メーターの水栓番号																																																								
親メーターの水栓番号		親メーターの口径	mm																																																																				
子メーターの水栓番号																																																																							
親メーターの水栓番号		親メーターの口径	耗																																																																				
子メーターの水栓番号																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口 径</th> <th style="width: 10%;">タイプ</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">取付年月日</th> <th style="width: 10%;">検定期限</th> <th style="width: 15%;">メーターNo.</th> <th style="width: 30%;">製造会社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">個</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	口 径	タイプ	数 量	取付年月日	検定期限	メーターNo.	製造会社名	13	mm		. .	.			20	mm		. .	.			25	mm		. .	.			計		個					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口 径</th> <th style="width: 10%;">タイプ</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">取付年月日</th> <th style="width: 10%;">検定期限</th> <th style="width: 15%;">メーターNo.</th> <th style="width: 30%;">製造会社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">耗</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">耗</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">耗</td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">個</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	口 径	タイプ	数 量	取付年月日	検定期限	メーターNo.	製造会社名	13	耗		. .	.			20	耗		. .	.			25	耗		. .	.			計		個				
口 径	タイプ	数 量	取付年月日	検定期限	メーターNo.	製造会社名																																																																	
13	mm		. .	.																																																																			
20	mm		. .	.																																																																			
25	mm		. .	.																																																																			
計		個																																																																					
口 径	タイプ	数 量	取付年月日	検定期限	メーターNo.	製造会社名																																																																	
13	耗		. .	.																																																																			
20	耗		. .	.																																																																			
25	耗		. .	.																																																																			
計		個																																																																					
内 訳	内 訳																																																																						
住宅用 mm 個	住宅用 耗 個																																																																						
保 証 期 限 年 月	保 証 期 限 年 月																																																																						
集中パネル盤 自動 手動 戸用	集中パネル盤 自動 手動 戸用																																																																						
備 考	備 考																																																																						
メーター会社修理依頼連絡先	メーター会社修理依頼連絡先																																																																						

## 新旧対照表

新						旧						改正内容
第2号様式 受水槽以下直読式量水器台帳						第2号様式 受水槽以下直読式量水器台帳						・(V-7-17) 「耗」を「mm」に修正。
整理番号		住宅名				整理番号		住宅名				
装置場所						装置場所						
申請者名		TEL				申請者名		TEL				
管理人名		TEL				管理人名		TEL				
管理人住所						管理人住所						
指定給水装置工事業者		TEL				指定給水装置工事業者		TEL				
親メーターの水栓番号		親メーターの口径			mm	親メーターの水栓番号		親メーターの口径			耗	
子メーターの水栓番号						子メーターの水栓番号						
口径	数量	取付年月日	検定期限	メーター番号	製造会社名	口径	数量	取付年月日	検定期限	メーター番号	製造会社名	
13mm		..	.			13耗		..	.			
20mm		..	.			20耗		..	.			
25mm		..	.			25耗		..	.			
		..						..				
計						計						
内訳	住宅用	mm		個		内訳	住宅用	耗		個		
保証期限						保証期限						
備考						備考						

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>VI 参考資料</p> <p>水理計算例 水理計算例－1～6 （略）</p>	<p>VI 参考資料</p> <p>水理計算例 水理計算例－1～6 （略）</p>	

# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水理計算例-7 (3階直結直圧式給水方式 集合住宅)</p> <p>集合住宅(9戸)の場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>水理計算例-7 (3階直結直圧式給水方式 集合住宅)</p> <p>集合住宅(9戸)の場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (VI-1-33)</li> </ul> <p>空気弁の記号を吸排気弁の記号に変更。</p>



# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水理計算例－８ （３階直結直圧式給水方式 集合住宅）</p> <p>集合住宅（４８戸）の場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>水理計算例－８ （３階直結直圧式給水方式 集合住宅）</p> <p>集合住宅（４８戸）の場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>・(VI-1-38)</p> <p>空気弁の記号を吸排気弁の記号に変更。</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水理計算例－9 (3階直結直圧式給水方式 事務所ビル) 事務所ビル(自社ビル量水器1個)の場合</p> <p>以下略</p>	<p>水理計算例－9 (3階直結直圧式給水方式 事務所ビル) 事務所ビル(自社ビル量水器1個)の場合</p> <p>以下略</p>	<p>・(VI-1-44) 空気弁の記号を吸排気弁の記号に変更。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">水理計算例－１０（直結増圧式給水方式 集合住宅）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 計 算</p> <p>（１）区間 a ～ b</p> <p>区間の口径はφ50mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l = 30.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l' = 1.00 + 2.10 \times 4 + 0.39 + 0.39 = 10.18\text{m}</math></p> <p>（分岐＋曲管×4＋伸縮可とうボール止水栓＋ボール止水栓）</p> <p>瞬時最大給水量 <math>Q = 3.09\text{l/sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I = 56\text{‰}</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l + l') = (56/1000) \times (30.00 + 10.18) = 2.25\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 2.25 + 1.50 = 3.75\text{m}</math></p> <p>（２）～（３）（略）</p>	<p style="text-align: center;">水理計算例－１０（直結増圧式給水方式 集合住宅）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 計 算</p> <p>（１）区間 a ～ b</p> <p>区間の口径はφ50mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l = 30.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l' = 1.00 + 2.10 \times 4 + 0.39 + 0.39 = 10.18\text{m}</math></p> <p>（分岐＋曲管×4＋伸縮可とうボール止水栓＋ボール止水栓）</p> <p>瞬時最大給水量 <math>Q = 3.09\text{l/sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I = 56\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l + l') = (56/1000) \times (30.00 + 10.18) = 2.25\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 2.25 + 1.50 = 3.75\text{m}</math></p> <p>（２）～（３）（略）</p>	<p>・（VI－１－５０） 単位の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																								
<p style="text-align: center;">水理計算例－１１（直結増圧式給水方式 事務所ビル）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 計算</p> <p>（１）区間 a～b</p> <p>区間の口径はφ50mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l=12.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l' = 1.00 + 2.10 \times 4 + 0.39 + 26.00 + 0.39 + 0.39 =</math>  <math>36.57\text{m}</math></p> <p>（分岐＋曲管×4＋伸縮可とうボール止水栓＋量水器＋          ボール止水栓（乙）＋ボール止水栓）</p> <p>瞬時最大給水量を給水器具単位により算定。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>器具名</th> <th>器具数</th> <th>器具単位</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大便器</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小便器</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事務室用流し</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>掃除用流し</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>同時使用水量表より瞬時最大給水量 <math>Q=190\ell/\text{min}=3.17\ell/\text{sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=59\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l+l') = (59/1000) \times (12.00 +</math>  <math>36.57) = 2.87\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 2.87 +</math>  <math>1.50 = 4.37\text{m}</math></p> <p>（２）～（３）（略）</p>	器具名	器具数	器具単位	計	大便器	12	5	60	小便器	8	3	24	手洗器	8	1	8	事務室用流し	4	3	12	掃除用流し	4	4	16	計			120	<p style="text-align: center;">水理計算例－１１（直結増圧式給水方式 事務所ビル）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 計算</p> <p>（１）区間 a～b</p> <p>区間の口径はφ50mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l=12.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l' = 1.00 + 2.10 \times 4 + 0.39 + 26.00 + 0.39 + 0.39 =</math>  <math>36.57\text{m}</math></p> <p>（分岐＋曲管×4＋伸縮可とうボール止水栓＋量水器＋          ボール止水栓（乙）＋ボール止水栓）</p> <p>瞬時最大給水量を給水器具単位により算定。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>器具名</th> <th>器具数</th> <th>器具単位</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大便器</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小便器</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事務室用流し</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>掃除用流し</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>同時使用水量表より瞬時最大給水量 <math>Q=190\ell/\text{min}=3.17\ell/\text{sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=59\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l+l') = (59/1000) \times (12.00 +</math>  <math>36.57) = 2.87\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 2.87 + 1.50</math>  <math>= 4.37\text{m}</math></p> <p>（２）～（３）（略）</p>	器具名	器具数	器具単位	計	大便器	12	5	60	小便器	8	3	24	手洗器	8	1	8	事務室用流し	4	3	12	掃除用流し	4	4	16	計			120	<p style="text-align: center;">改正内容</p> <p style="text-align: right;">・（VI-1-51）          単位の修正。</p>
器具名	器具数	器具単位	計																																																							
大便器	12	5	60																																																							
小便器	8	3	24																																																							
手洗器	8	1	8																																																							
事務室用流し	4	3	12																																																							
掃除用流し	4	4	16																																																							
計			120																																																							
器具名	器具数	器具単位	計																																																							
大便器	12	5	60																																																							
小便器	8	3	24																																																							
手洗器	8	1	8																																																							
事務室用流し	4	3	12																																																							
掃除用流し	4	4	16																																																							
計			120																																																							

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">水理計算例－12 (直結増圧式給水方式 1～2階小病院、 3～7階集合住宅)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計算</p> <p>(1) 区間 a～b</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 集合住宅の使用水量を求める。 瞬時最大使用水量=2.36ℓ/sec</p> <p>ア、イより 区間 a～b の瞬時最大使用水量 <math>Q=0.70+2.36=3.06\ell/\text{sec}</math> ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=55\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (55/1000) \times (20.00 + 7.69) = 1.52\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 1.52 + 0.60 = 2.12\text{m}</math></p> <p>(2) 区間 b～c</p> <p>区間の口径を <math>\phi 40\text{mm}</math> と仮定。 管長 <math>\ell=8.00\text{m}</math> 換算長 <math>\ell' = 1.50 + 0.30 = 1.80\text{m}</math> (曲管+ボール止水栓)</p>	<p style="text-align: center;">水理計算例－12 (直結増圧式給水方式 1～2階小病院、 3～7階集合住宅)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計算</p> <p>(1) 区間 a～b</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 集合住宅の使用水量を求める。 瞬時最大使用水量=2.36ℓ/sec</p> <p>ア、イより 区間 a～b の瞬時最大使用水量 <math>Q=0.70+2.36=3.06\ell/\text{sec}</math> ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=55\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (55/1000) \times (20.00 + 7.69) = 1.52\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a \sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 1.52 + 0.60 = 2.12\text{m}</math></p> <p>(2) 区間 b～c</p> <p>区間の口径を <math>\phi 40\text{mm}</math> と仮定。 管長 <math>\ell=8.00\text{m}</math> 換算長 <math>\ell' = 1.50 + 0.30 = 1.80\text{m}</math> (曲管+ボール止水栓)</p>	<p>・(VI-1-52) 単位の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>瞬時最大給水量<math>Q=2.36\ell/\text{sec}</math> ((1)のイより)</p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=99\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (99/1000) \times (8.00 + 1.80) = 0.97\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(b \sim c) = h' + \text{立上がり高さ} = 0.97 + 0.90 = 1.87\text{m}</math></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>瞬時最大給水量<math>Q=2.36\ell/\text{sec}</math> ((1)のイより)</p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=99\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (99/1000) \times (8.00 + 1.80) = 0.97\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(b \sim c) = h' + \text{立上がり高さ} = 0.97 + 0.90 = 1.87\text{m}</math></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>・単位の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">水理計算例－13 (直結増圧式給水方式 1階コンビニエンスストア、2～6階集合住宅)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計算</p> <p>(1) 区間 a～b</p> <p>区間の口径はφ40mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l=17.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l'=1.00+1.50\times 2+0.30+1.50=5.80\text{m}</math> (分岐+曲管×2+伸縮可とうボール止水栓+チーズ)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 集合住宅の使用水量を求める。</p> <p>瞬時最大使用水量=1.48ℓ/sec</p> <p>ア、イより</p> <p>区間 a～b の瞬時最大使用水量 <math>Q=0.53+1.48=2.01\ell/\text{sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=75\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l+l') = (75/1000) \times (17.00+5.80)</math> <math>=1.71\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a\sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 1.71 + 0.60 = 2.31\text{m}</math></p> <p>(2) 区間 b～c</p> <p>区間の口径をφ40mmと仮定。</p>	<p style="text-align: center;">水理計算例－13 (直結増圧式給水方式 1階コンビニエンスストア、2～6階集合住宅)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計算</p> <p>(1) 区間 a～b</p> <p>区間の口径はφ40mmと仮定。</p> <p>管長 <math>l=17.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>l'=1.00+1.50\times 2+0.30+1.50=5.80\text{m}</math> (分岐+曲管×2+伸縮可とうボール止水栓+チーズ)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 集合住宅の使用水量を求める。</p> <p>瞬時最大使用水量=1.48ℓ/sec</p> <p>ア、イより</p> <p>区間 a～b の瞬時最大使用水量 <math>Q=0.53+1.48=2.01\ell/\text{sec}</math></p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I=75\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (l+l') = (75/1000) \times (17.00+5.80)</math> <math>=1.71\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭 <math>H(a\sim b) = h' + \text{立上がり高さ} = 1.71 + 0.60 = 2.31\text{m}</math></p> <p>(2) 区間 b～c</p> <p>区間の口径をφ40mmと仮定。</p>	<p style="text-align: center;">(VI-1-54)</p> <p>単位の修正。</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>管長 <math>\ell=8.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>\ell' = 1.00+0.30=1.30\text{m}</math></p> <p>(曲管+ボール止水栓)</p> <p>瞬時最大給水量<math>Q=1.48\ell/\text{sec}</math> ((1)のイより)</p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I = 44\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (44/1000) \times (8.00 + 1.30) = 0.41\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭<math>H(b \sim c) = h' + \text{立上がり高さ} = 0.41 + 0.90 = 1.31\text{m}</math></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>管長 <math>\ell=8.00\text{m}</math></p> <p>換算長 <math>\ell' = 1.00+0.30=1.30\text{m}</math></p> <p>(曲管+ボール止水栓)</p> <p>瞬時最大給水量<math>Q=1.48\ell/\text{sec}</math> ((1)のイより)</p> <p>ウェストン公式流量図から動水勾配 <math>I = 44\%</math></p> <p>損失水頭 <math>h' = I \times (\ell + \ell') = (44/1000) \times (8.00 + 1.30) = 0.41\text{m}</math></p> <p>区間所要水頭<math>H(b \sim c) = h' + \text{立上がり高さ} = 0.41 + 0.90 = 1.31\text{m}</math></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>• 単位の修正。</p>



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水理計算例－１４～１５ （略）</p> <p>給水装置の維持管理 （略）</p> <p>関係法令 （略）</p>	<p>水理計算例－１４～１５ （略）</p> <p>給水装置の維持管理 （略）</p> <p>関係法令 （略）</p>	